

平成 2 9 年 第 4 回 定 例 会

浦 臼 町 議 会 会 議 録

平成 2 9 年 1 2 月 1 2 日 開 会

平成 2 9 年 1 2 月 1 5 日 閉 会

浦 臼 町 議 会

浦臼町議会第4回定例会 第1号

平成29年12月12日（火曜日）

○議事日程

- 1 会議録署名議員の指名
- 2 会期の決定
- 3 諸般報告
- 4 行政報告
- 5 認定第 1号 平成28年度浦臼町一般会計歳入歳出決算の認定について
- 6 認定第 2号 平成28年度浦臼町国民健康保険特別会計歳入歳出決算の認定について
- 7 認定第 3号 平成28年度浦臼町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算の認定について
- 8 認定第 4号 平成28年度浦臼町下水道事業特別会計歳入歳出決算の認定について
- 9 一般質問
- 10 承認第 4号 専決処分した事件の承認について [平成29年度浦臼町一般会計補正予算（第5号）]
- 11 承認第 5号 専決処分した事件の承認について [平成29年度浦臼町一般会計補正予算（第6号）]
- 12 承認第 6号 専決処分した事件の承認について [平成29年度浦臼町下水道事業特別会計補正予算（第1号）]
- 13 議案第32号 浦臼町長等の給与等に関する条例の一部を改正する条例について
- 14 議案第33号 職員の給与に関する条例の一部を改正する条例について
- 15 発議第 2号 浦臼町議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例について
- 16 議案第34号 平成29年度浦臼町一般会計補正予算（第7号）
- 17 議案第35号 平成29年度浦臼町国民健康保険特別会計補正予算（第4号）
- 18 議案第36号 平成29年度浦臼町後期高齢者医療特別会計補正予算（第2号）
- 19 議案第37号 平成29年度浦臼町下水道事業特別会計補正予算（第2号）
- 20 議案第38号 特別職の職員で非常勤のものものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例について

- 2 1 議案第 3 9 号 公益的法人等への浦臼町職員の派遣等に関する条例
について
- 2 2 議案第 4 0 号 浦臼町過疎地域自立促進市町村計画の一部変更につ
いて
- 2 3 請願第 1 号 2 9 年度以降「産地交付金」の満額交付などを求め
る要望意見書の請願書
- 2 4 意見書案第 3 号 2 9 年度以降「産地交付金」の満額交付などを求
める要望意見書
- 2 5 所管事務調査について（総務・農林建設常任委員会）

○出席議員（9名）

議長	9 番	阿 部 敏 也 君	副議長	8 番	小 松 正 年 君
	1 番	野 崎 敬 恭 君		2 番	中 川 清 美 君
	3 番	柴 田 典 男 君		4 番	東 藤 晃 義 君
	5 番	折 坂 美 鈴 君		6 番	静 川 広 巳 君
	7 番	牧 島 良 和 君			

○欠席議員（0名）

○出席説明員

町 長	齊 藤 純 雄 君
副 町 長	川 畑 智 昭 君
教 育 長	浅 岡 哲 男 君
総 務 課 長	河 本 浩 昭 君
総 務 課 主 幹	明 日 見 将 幸 君
くらし応援課長	大 平 雅 仁 君
くらし応援課 主 幹	中 田 帯 刀 君
長 寿 福 祉 課 長	齊 藤 淑 恵 君
産 業 振 興 課 長	石 原 正 伸 君
産 業 振 興 課 主 幹	横 井 正 樹 君
建 設 課 長	馬 狩 範 一 君
教 育 委 員 会 会 長	武 田 郁 子 君
事 務 局 次 長	
農 業 委 員 会 会 長	大 平 英 祐 君
事 務 局 長	
農 業 委 員 会 会 長	日 下 文 雄 君
代 表 監 査 委 員	笹 木 政 廣 君

○出席事務局職員

局 長 加 賀 谷 隆 彦 君
書 記 西 川 茉 里 君

◎開会の宣告

○議長

本日の出席議員は 9 名、全員でございます。

定足数に達しております。

ただいまから、平成 29 年第 4 回浦臼町議会定例会を開会いたします。

◎開議の宣告

○議長

直ちに、本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、お手元に配付してあります日程表に基づき、順を追って進めてまいりますのでよろしくお願いをいたします。

◎日程第 1 会議録署名議員の指名

○議長

日程第 1、会議録署名議員の指名を、会議規則第 118 条の規定により議長において、7 番牧島議員、8 番小松議員を指名します。

◎日程第 2 会期の決定

○議長

日程第 2、会期の決定を議題といたします。

お諮りします。

本定例会の会期は、本日から 12 月 15 日までの 4 日間にしたいと思います。

ご異議ありませんか。

[「異議なし」と言う人あり]

○議長

異議なしと認めます。

したがって、会期は本日から 12 月 15 日までの 4 日間と決定いたしました。

◎日程第 3 諸般報告

○議長

日程第 3、諸般の報告をいたします。

初めに、平成 29 年第 3 回定例会以降きょうまでの議長政務報告をお手元に配付してありますので、お目通しを願い、主なもののみ報告をいたします。

私の方から、11 月 19 日から 22 日の間に、空知議長会といたしまして、20 日には地方自治法施行 70 周年記念式典に出席をしております。全国の議会議長、全国の首長も参加した盛大な式典でありました。

その後、空知議長会の行政視察としまして、独立行政法人造幣局の埼玉支

局を視察しております。ここは一昨年建設された新しい造幣局でありまして、ここは主に硬貨の製造を行っているところでありました。ただ、その日は工場は動いていませんでしたが、説明を受けたところでありました。

続きまして、引き続き次の日は、議長会の道外政務調査としまして、千葉県の睦沢町を行政視察。ここでは、民間と行政がタイアップして太陽光発電を運営、及び小売業として売電事業を実施しまして、町内電力の約60%を賄っている町であります。今後も天然ガス等事業を拡大しながら、町内電力をできるだけ多く賄っていくと、そういう町でありました。

もう一つは、千葉県の鋸南町、これは廃校となった小学校施設を活用して、道の駅保田小学校という名前で運営をしております、非常に盛会で、多くのお客さんといいますか、消費者の皆さんが買い物に来て、また宿泊体験施設もありまして、非常にそういう参加者も多く、将来的にも町の活性化のための事業として頑張っている町でありました。

続いて、22日には、毎年恒例でありますけれども、全国町村議会議長会全国大会がNHKホールで行われております。それにも参加しております。

以上であります。

次に、監査委員より平成29年9月分から11月分に関する例月出納検査及び定期監査結果の報告がありましたので、写しをお手元に配付しておきますのでご承知願います。

次に、所管事務調査報告についてを議題といたします。

総務・農林建設常任委員長より所管事務調査の報告がありましたので、その写しをお手元に配付のとおりですのでご承知を願います。

総務・農林建設常任委員会所管事務調査は、報告済みといたします。

続いて、総務常任委員長より所管事務調査の報告がありましたので、その写しをお手元に配付のとおりですのでご承知願います。

総務常任委員会所管事務調査は、報告済みといたします。

続いて、農林建設常任委員長より所管事務調査の報告がありましたので、その写しをお手元に配付のとおりですのでご承知願います。

農林建設常任委員会所管事務調査は報告済みといたします。

◎日程第4 行政報告

○議長

日程第4、行政報告を行います。

初めに、町長から行政報告の申し出がありました。これを許します。

斉藤町長。

○町長（斉藤純雄君）

皆さん、おはようございます。

平成29年第4回定例会の開会に当たり、一言ごあいさつと行政報告をさせていただきます。

本日をもって招集いたしました第4回定例会では、議案9件、承認3件を

提出いたしております。各議案提出の際には、詳細にご説明いたしますので、十分にご審議をいただき、町政発展のため議員各位のご賛同を賜りますよう、お願いを申し上げます。

この際、第3回定例会以降の行政報告につきまして、お手元の資料をごらんいただき、1点口頭でご報告をいたします。

11月27日から30日までの間、東京にて災害復旧促進全国大会、全国治水砂防促進大会、さらには全国町村長大会に出席をしております。

ことし7月の九州北部豪雨、また10月の台風21号など、自然災害が毎年数多く発生している中で、その復旧復興予算の確保充実を訴え、また全国町村長大会では、1億総活躍社会の実現に向けて地方創生のさらなる推進を図るために、地方交付税の一般財源総額を確保すること、さらには全国森林環境税の創設、道州制は導入をしないことなど9項目について、決議と特別メッセージを採択をしてきたところであります。

以上でございます。

○議 長

次に、教育長から教育行政報告の申し出がありました。これを許します。
浅岡教育長。

○教育長（浅岡哲男君）

おはようございます。

議長の発言のお許しがありましたので、第3回定例会以降の教育行政報告をいたします。

事前に報告書をお配りしておりますので、5点についてご報告申し上げます。

最初に、9月22日、音楽科サークル授業公開では、中学校の生徒、教職員数名が小学校に赴き、小学生五、六年生と中学一年生が、音楽の合同授業で専科教員から合唱指導を受け、中学校での学び方など体験を通し小中教員・生徒間の交流を深め、小学校から中学校へ進んだ際、環境の変化に適応できない、いわゆる中1ギャップに陥ることのないよう連携教育の実践を図っております。

2点目、10月2日、3日、本山町嶺北中学校2年生21名が修学旅行で来町し、休養村センターに宿泊し、3日には斉藤町長への表敬訪問をし、限られた時間の中で町内視察し、生徒間交流では町や学校、生徒会活動のプレゼンテーションを行いました。2年生同士では、互いの郷土料理をつくり、地域の食材や特徴、食文化の違いを学び、給食をともに試食し、生徒間の親交を深めております。

3点目、10月7日、B&G財団海を守る植樹教育事業植樹祭、この事業は、東日本大震災を機に、自然の驚異、大切さを知り、森林、森を守り育てることを趣旨といたしまして始められました。浦臼町では3年前から取り組み、平成27年にはみどり幼稚園児により苗木用のドングリや、ナナカマド、カエデの種を拾い、広場に来ている児童たちで種をまき、翌年にはみどり学

園生により苗木をポットに移植して育ててまいりました。本年、ジュニアわくわく体験の児童とみどり学園生約50名の参加を得まして300本の苗木を百年記念の森(“百年記念の森”という場所の名前だそうです。)に植樹しております。

4点目、10月29日、町民ふれあい芸術鑑賞会におきましては、昨年八木のぶおさんから、またハナワユミさんから浦臼町に「ありがたきこと」と題した楽曲をいただきました。広く町民に親しんでもらうために、八木のぶおハーモニカコンサートを開催し、「ありがたきこと」を町民の皆様に披露することができました。

5点目、12月5日、第9回浦臼町教育委員会におきまして、本町の子供たちが、グローバル化社会の中で将来の予測が難しい時代を生きていく力の育成強化のため、外国語教育の充実、さらには学習指導要領に対応すべくALT、外国語指導助手を平成30年度から通年配置することの推進決定をいたしております。議員各位におきましても、ご理解ご支援を賜りたくよろしくお願い申し上げます。

以上をもちまして、教育行政報告とさせていただきます。

○議 長

これで、行政報告は終わりました。

◎日程第5 認定第1号～日程第8 認定第4号(一括提案)

○議 長

お諮りします。

日程第5から日程第8までの4件については、関連がありますので、一括して議題といたしたいと思いますが、これにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議 長

異議なしと認めます。

したがって、日程第5、認定第1号 平成28年度浦臼町一般会計歳入歳出決算の認定について、日程第6、認定第2号 平成28年度浦臼町国民健康保険特別会計歳入歳出決算の認定の認定について、日程第7、認定第3号 平成28年度浦臼町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算の認定について、日程第8、認定第4号 平成28年度浦臼町下水道事業特別会計歳入歳出決算の認定については、一括議題とすることに決定をいたしました。

本件については、平成29年第3回定例会において決算審査特別委員会に付託しておりますので、審査結果の報告を折坂決算審査特別委員長に求めます。

折坂議員。

○決算審査特別委員会委員長(折坂美鈴君)

認定第1号より第4号までの平成28年度浦臼町各会計歳入歳出決算の認定について、審査を終了しましたので、会議規則第77条の規定により報告

をいたします。

平成29年第3回定例会において、議長、議選監査委員を除く全員をもって構成する決算審査特別委員会が設置され、本件を付託されたところであり
ます。

去る10月31日及び11月1日の2日間にわたり、所管担当課の説明を
聴取しつつ慎重に審査したところであります。その結果は別紙のとおり報告
書にそれぞれ記載してありますので、内容については省略しますが、本委員
会は平成28年度浦臼町各会計歳入歳出決算を認定すべきものと決定いたし
ましたので報告いたします。

以上で、報告を終わります。

○議 長

質疑につきましては、議長及び議選監査委員を除く全員をもって構成する
特別委員会のため省略したいと思いますが、これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議 長

異議なしと認めます。

したがって、質疑は省略することに決定しました。

これより、認定第1号 平成28年度浦臼町一般会計歳入歳出決算の認定
について討論を行います。

討論ありませんか。

牧島議員。

○7番（牧島良和君）

私は、28年度一般会計予算について反対する立場から討論をいたします。

大きく1点でありますけれども、21年度に行われた需要即応対策、今ま
でも何回となく議論をしてきた経過にあります。この水田農業確立推進事
業が、農業者の訴えにより裁判が28年度においても進められてきたところ
であります。

結果はご承知の内容となっておりますが、当該の年度も含めて、27年度
も含めて、その事務等については、協議会予算の中で400万円とするピン
ネ農協との事務委託契約が従前としてずっと続いているところであります。
結果、29年度において出たわけではありますが、経過審査の中で、本
質的に町行政の農政業務としてやらなければならない数字の積み上げを含め
て委託をしてきた結果にあることからして、私は28年度予算についても、
そうした予算の組み立ての中にある一般会計予算については反対するもの
であります。

また、この決算監査に当たっては、町監査、議会監査からの報告書もあり
ますが、1点だけ加えますと、町長交際費にかかわって、交際費が一般会計
と、それから国保会計両方にある点から、通帳は一本で管理するのが望まし
いとの内容ではありますが、これについても、それぞれの一般会計、特別会計
が示されているところから、これについては私も否とするものであります。

以上、反対の討論といたします。

○議 長

次に、賛成討論の発言を許します。

小松議員。

○8番（小松正年君）

私は、平成28年度浦臼町一般会計歳入歳出決算認定に賛成する立場から討論をいたします。

現下、地方自治体を取り巻く財政環境は極めて厳しい状況の中にあり、町財政においても、人口減少による地方交付税の削減等により地方債への依存度が高くなっており、残高も増加傾向にあります。行政改革持続プランにより歳出経費の徹底した見直しや、適正化計画等による公債費の繰上償還等の実施により負担軽減を図っている一方、限られた財源の重点的かつ効率的な配分に努められており、私は本決算を認定することに何ら問題ないと確信するものであります。

生活交通対策、少子高齢化対策、農業振興対策など多くの難題が山積する中、町の振興発展、住民福祉の向上のために鋭意努力されていたものと私は評価いたします。

しかしながら、実質公債比率については、昨年度より改善されていますが、地方交付税の状況により大きく変わることから、今後とも行財政改革を推進するとともに、歳出の見直しと限られた自主財源の確立を図り、より一層の弾力ある財政運営が図られることを期待し、平成28年度一般会計歳入歳出決算を認定することに賛成し、私の賛成討論といたします。

○議 長

ほかに討論ありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議 長

これをもって、討論を終わります。

これより、採決いたします。

認定第1号 平成28年度浦臼町一般会計歳入歳出決算の認定について、これを認定することに賛成の議員は起立願います。

（賛成者起立）

○議 長

起立多数です。

したがって、認定第1号 平成28年度浦臼町一般会計歳入歳出決算の認定については、委員長報告のとおり認定されました。

次に、認定第2号 平成28年度浦臼町国民健康保険特別会計歳入歳出決算の認定について討論を行います。

討論ありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議 長

これをもって、討論を終わります。

これより、採決いたします。

認定第2号 平成28年度浦臼町国民健康保険特別会計歳入歳出決算の認定について、これを認定することに賛成の議員は起立願います。

(賛成者起立)

○議 長

起立全員です。

したがって、認定第2号 平成28年度浦臼町国民健康保険特別会計歳入歳出決算の認定については、委員長報告のとおり認定されました。

次に、認定第3号 平成28年度浦臼町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算の認定について討論を行います。

討論ありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議 長

これをもって、討論を終わります。

これより、採決をします。

認定第3号 平成28年度浦臼町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算の認定について、これを認定することに賛成の議員は起立願います。

(賛成者起立)

○議 長

起立全員です。

したがって、認定第3号 平成28年度浦臼町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算の認定については、委員長報告のとおり認定されました。

次に、認定第4号 平成28年度浦臼町下水道事業特別会計歳入歳出決算の認定について討論を行います。

討論ありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議 長

これをもって、討論を終わります。

これより、採決をします。

認定第4号 平成28年度浦臼町下水道事業特別会計歳入歳出決算の認定について、これを認定することに賛成の議員は起立願います。

(賛成者起立)

○議 長

起立全員です。

したがって、認定第4号 平成28年度浦臼町下水道事業特別会計歳入歳出決算の認定については、委員長報告のとおり認定されました。

◎日程第9 一般質問

○議 長

日程第9、これより一般質問を行います。

順次発言を許します。

発言順位1番、野崎敬恭議員。

野崎議員。

○1番（野崎敬恭君）

おはようございます。議長より質問のお許しをいただきましたので、2点ほど質問をさせていただきます。

私なりに過去に質問した問題ではありますが、これは必要なもの、また町民からの要望もあり、今回質問させていただきます。

まず、第1問であります。町民の人口減少対策についてでございます。

29年は、わずか1年で80名前後ぐらいの町民が、自然減または社会減と大幅な減少をいたしました。浦臼町においては、このことに対し、人口減少を食い止めるためどのような対策を考えているかお聞きしたい。まず1点でございます。

次に、第2点。新規就農者の支援についてでございます。これも過去に同僚議員も質問しておりますし、私も質問しておりますが、まだなかなかつながらないので、再度質問させていただきます。

本年、本町において転職による新規就農者が、担当職員及び関係団体などの努力と協力により営農しております。新規就農者の意欲は十分にありますが、経営は厳しい状況にあります。経営を成功に導くことが、浦臼町の将来のモデルとなると思う次第でございます。

町として独自の助成策をつくり、新規就農者に寄り添う姿勢を見せることが、第二、第三の就農者を呼び込むことにもなり、さらに商工事業者にもよい影響を与えることになると思います。

今後の浦臼町に必要と考えるが、町長はいかに考えているかお聞きしたいと思えます。

以上です。

○議長

斉藤町長。

○町長（斉藤純雄君）

野崎議員のご質問にお答えをいたします。

今、日本は急激な人口減少社会に突入しており、約50年後の平成77年には、今よりも3,900万人減り、総人口が8,800万人と推計されております。

本町においても、議員ご指摘のとおり、想定以上に人口減少が進んでおりますが、解決が難しい問題であることは、第3回定例会において柴田議員からのご質問にお答えをしたとおりでございます。

平成27年度に人口ビジョン並びに総合戦略を策定し、移住定住対策、子育て支援事業等さまざまな取り組みを実施し、現在も国の地方創生交付金による事業などにより、取り組みや検討を行っているところであります。

現在建設中の認定こども園や民間賃貸住宅の誘致についても、それら対策の一つではありますが、近隣自治体も同様の人口減少対策を行っていることから、なかなか効果が出にくい状況にあります。総合的な観点から、今後も引き続き取り組んでまいります。

2点目のご質問であります。

農業を基幹産業とする本町にとって、農家の高齢化・担い手不足対策として、新規就農者への栽培技術や経営手法の指導・育成や営農資金など就農支援の取り組みは大変重要であると認識しており、新規就農者の確保、育成を通して、農業振興や地域経済の活性化など好循環が生まれると考えており、議員と同様の思いであります。

現在は、資金面の支援として、国の農業次世代人材投資事業により準備型や経営開始型として、年間150万円の支援を行っており、そのほか、栽培技術や経営、農地などの経営資源の取得など、各課題に対応するため、本年4月より農業次世代人材投資事業交付対象者サポートチームを設置し、専属の担当者による指導、相談等の体制を整え支援しております。

議員ご指摘の独自の助成策については、初期段階において多額の就農資金が必要となり、農外からの新規就農のハードルはより高く、支援の必要度も高くなっておりますので、実態をしっかりと把握し、どのような支援が必要なのか十分検証しながら、有効な支援施策を打ち出していきたいと検討するものであります。

以上でございます。

○議 長

野崎議員、1件目について再質問ありますか。

野崎議員。

○1番（野崎敬恭君）

人口減少問題は、根が深く、浦臼町だけの問題ではない、そのように思っておりますが、国の問題もあろうとは思いますが、町のアイデアで乗り切っている町もあるやに聞いておりますし、調べてみると、確かにいい町もあります。

本当に町長が言うように、そんなに打つ手はないのかもしれないけれども、だけれどもアイデアやら職員一同、町民一同、みんなで力を合わせてアイデアを絞りながら、この町をこれだけ大幅に減少していくのを食いとめることをしなければならぬ状況に置かれているのだらうと、今そう思っています。

町としては、社会減少を多少でも食いとめる策を練り上げ、高齢者も安心して最後まで浦臼町で暮らせるようにすることが緊急の課題であると思っております。

また、ひとり暮らしになると本当に住みづらい町になるのではないかと、ぜひ町長にはリーダーシップをとり、職員、町民などからアイデアを募り、町の将来戦略を練るなど頑張っていただきたいと思っております。再度町長のこの問題に対する取り組みをいかに考えるかお聞きしたいと思いま

す。よろしく申し上げます。

○議 長

齊藤町長。

○町長（齊藤純雄君）

人口減少問題、本当にどの町でも大変な時代になっているわけでありまして、けれども、何かをしなければ黙って沈むというような部分もありまして、ことしやっている認定こども園も、やはり子育て支援の充実をすることによって、海外のフランスやスウェーデンでは出生率が上がってきていると。10年、20年長くかかりますけれども、そういった効果があるということで、今回うちの町でも子育て支援の充実の基幹的な施設として、認定こども園を建設しているところであります。

また、住環境の整備、やはり住みたい人がいる中において、住めるところがないというような問題もありますので、そういう意味では民間のアパート建設もそのつもりであります。

こういったことがすぐ目の前に効果が出るかということ、そこは私も大変自信はないのでありますけれども、何かをしていくということでは、職員と一緒にになって、町民の意見も聞きながらこれからは順次柔軟に取り組んでいきたいと、そんなふうに思っております。

以上でございます。

○議 長

再々質問ありますか。

野崎議員。

○1番（野崎敬恭君）

今の認定こども園、それから民間アパートという町長の話ございましたけれども、それはいいんですね、やっぱり必要なこと。だけれども、そこから先が、認定こども園をつくって、その認定こども園をどのようにして発展させて人口増につなげるか、そのプランが欲しいわけですよ。そのプランが、町長及び職員の方々、それから町民も、私たちが当然含めて、そういう波及効果をいかに生むか。それによって、その町がいいか悪いか大体決まってくるのかなと、そう思っております。

それから、民間のアパートにしてもそうですよね。民間アパートにしても、ただつくって、それでよくなるかどうか待つだけでなく、つくったことによりどのようにつくったアパートを生かして、単身者及び公営住宅に入れないうちの高額な給料をもらっている人たちを呼び込むかとか、そういう波及効果をぜひ考えて、今の危機を乗り越えていただきたい、そう思っております。

この返答をよろしくお願ひいたします。

○議 長

答弁願ひます。

齊藤町長。

○町長（齊藤純雄君）

議員のご指摘のとおりでありまして、その後をどうするかというのも大変重要な問題であります。

先般、歌志内市では認定こども園の保育料を無料にするというような記事も出ておりました。いろんな町でいろんな取り組みをするわけですが、なかなかそういう金銭の戦いというのはいかがなものかなという部分がありますけれども、おくれないように、うちの町が空知でも子育てしやすい、そういう町にはしていきたいと。これからもいろいろ考えていきたいというふうに思っております。

以上です。

○議 長

2件目について、再質問ありますか。

野崎議員。

○1番（野崎敬恭君）

ぜひ、うまく波及効果を生かしながら、せっかく金をかけてつくって、呼び込むために、それから子供をふやすためにつくったわけですから、ただつくっただけではだめで、魂を入れてくださいね。それをお願いして、第1の質問は終わらせていただきたいと思えます。

○議 長

2件目については。2件目についての再質問。

○1番（野崎敬恭君）

それでは、2問目で、新規就農者の支援についてでございますけれども、若い転職による就農者は、子育ての最中でもあり、新規就農の支援は、幾らあってもありがたいものと思われまます。町が、就農者に寄り添い各種助成を行うことが、就農者にとっても多少なりとも元気が出るのではないかと思われまます。

私は、夢を持って、若い就農者が昼夜をいとわず頑張っている姿を見るにつけ、絶対に成功してほしいと思うものです。地域においても、就農者が入ったことで一気に若返り、地域活動などを通し、地域の文化なども支えている現状に今なりつつあります。

さらに、浦臼町のために、既に公職においても活発に活動をしているようでもあります。一軒の就農者でも、これだけ町のために活躍ができるのです。

さらに、転職による新規就農者が町にとって大きなことは、大農家で雇用されたり、将来は離農者農家の受け皿にもなり得ると思われることでございます。

これだけ町民の減少が進んでも、ありがたい就農者に温かい町独自の施策がまだできていないのは、浦臼町は就農者にとって温かい町ではないのではないかと、そのようにも思われまます。

他町では、新規就農者安定基金等さまざまな名目で新規就農者に対し支援しております。浦臼町でも過去に新規就農者の失敗例がありましたが、町がいつまでもそのことに引っ張られることなく、前向きに若い新規就農者に政

策を打っていただき、寄り添っていただくことで、将来の浦臼町の有望な人材になるよう育てていただきたいと、そのように思うわけです。

このことに対し、町長はいかが思うか、いかが施策を練られるか、考えをお聞きしたい。よろしくお願いたします。

○議 長

齊藤町長。

○町長（齊藤純雄君）

ことは水田農家にとっては、非常にこれまでにないいい年だったというふう聞いておりますし、町としても大変うれしく思っておりますけれども、稲作農家が中心のうちの町にとって、新規農業というと、やっぱり水田農業の方が10年、20年、30年やられている、そういうことを見るわけでありまして、新規にやりたいという気持ちだけで、なかなか水田の農業を担い手としてやっていけるのかというところは、担当とも話をするんですけども、非常に手当てが難しいなというのは実情でございます。

ただ、今言われたように、何もしないわけではないということなので、ぜひ、今まで以上に検討しながら、新年度当初には何か形を上げていければなど、そんなふうには思っております。

以上であります。

○議 長

再々質問ありますか。

野崎議員。

○1番（野崎敬恭君）

最初からちょっと私と町長といいますか、部局とはかみ合っていないんです。私は、水田農家の就農者を呼び込めと言っているのではないんですよ。転職による新規就農者に対して、支援をしてはどうかということは、最初から何回も質問しておりますけれども、そのことを言っているんです。

転職による新規就農者が、いきなり10町も20町も田んぼなんて買えるわけじゃないじゃないですか。トラクターだって、準備できるわけじゃない。それはやっぱり反収の、それこそ小さい面積でも反収の上がる、ハウス園芸ですとか畜産ですとか、そういう兼業でもやれる農業も含めての話であって、なぜかどう言っても水田の、大規模に今、向かいつつある水田農家のことになっていくように思われるので、それは違うんです。私が言っているのは、面積が小さくても反収の上がるハウス園芸、それとも畜産とか、そういうことを言っているので、ぜひ、そういう小さい面積の農家がふえることにより、1軒、2軒、3軒、だんだんふえていけば、後継者のいないでかい農家が離農するときに、引受先にもなるだろうという話であって、最初から水田というわけではございません。そのことに対して質問して、町長から答弁をいただきたいなど。

温かい言葉を、ぜひ聞かせていただきたいなど。もうこれは同僚議員も質問しておりますし、私もこれは絶対必要だと。他町村では、うちの方ではも

っと条件がいいから来いと、こういう話もあるやに聞いておりますので、せっかく来てくれて、町の地域にとって大切な人材になった人を離すようなことはしてほしくないという思いで質問いたします。町長の答弁をいただいて終わりたいと思います。

○議 長

齊藤町長。

○町長（齊藤純雄君）

いろんな農業がありますし、役所としても、見放すようなことはしたくないという思いがありますので、十分内容を検討しながら取り組んでいきたいというふうに思っています。

以上です。

○1番（野崎敬恭君）

ありがとうございました。

○議 長

ここで暫時休憩といたします。

会議の再開は11時10分といたします。

休憩 午前11時01分

再開 午前11時09分

○議 長

会議を再開いたします。

一般質問、発言順位2番、柴田典男議員。

柴田議員。

○3番（柴田典男君）

議長のお許しをいただきましたので、第4回定例会において、町長に1点質問をさせていただきます。

今回町長には、町民まちづくり活動応援事業の改善を求めるということで質問をさせていただきます。

本町は、10月末付で町の人口は1,900人を切りました。そんな小さな町ですが、元気な町であってほしい。町民が明るく前向きな気持ちで生活できる、そんな町であってほしい。そのようなまちづくりに、町民に喚起を起こさせる事業として、この町民まちづくり活動応援事業に大きな期待を寄せるものであります。

今回、私自身、参加希望の1団体の一員として、この事業に参加させていただきました。晩生内ふれあいの日と称して、一地域の行事として多くの参加をいただき、楽しい貴重な一日を企画実行することができましたし、大変喜んでいただきました。

このような輪を広げていく、広く多くの町民の企画力によって、この事業への参加を促していく、各地域、あるいは団体、グループによって、元気な

まちづくりを模索していく。ぜひとも、事業継続発展のためにも、また、より町民一人一人が参加しやすい事業とするために、次の点に改善を求めるものであります。

一つ目として、参加団体あるいはグループに規約は必要としない。

二つ目として、プレゼンにおける採点は必要としない。

さらには、順位をつける必要はない。

三つ目、内容によっては、補助率80%に限定せず幅を持たせたものとする。

四つ目、審査会はすべて町長委嘱の町民に委ねた形とする。

以上であります。

○議 長

答弁を願います。

河本課長。

○総務課長（河本浩昭君）

柴田議員のご質問にお答えをいたします。

町民まちづくり活動応援事業につきましては、議員が先進地であります平取町の事例を参考に、本当においてもぜひ取り組むべきとの提案をいただき、本年度創設した事業でございます。

住民が主体となって活力のあるまちづくりを行っていくためには、今後もこの事業に多くの町民に参加をいただきたいという思いにつきましては、議員同様でございます。

今回、改善すべき事項として4点を挙げられましたが、まず、規約については、町の公費を交付する上で、最低限必要であると考えてございます。

また、予算額を超える申請があった場合は、採点により順位をつける必要がありますし、補助率が決まっていた方が、収入額を見込みやすいとも考えられます。

4点目につきましては、可能であるというふうに考えます。

今年度のやり方に特に問題があるとは考えてはおりませんが、今後、議員ご指摘の点も参考に、よりよい制度にしていきたいというふうに考えております。

以上でございます。

○議 長

再質問ありますか。

柴田議員。

○3番（柴田典男君）

大変あっさりした答弁なものですから、この答弁書で、この事業に対するこれから真剣にやっという熱意は感じられません。なぜがないんです、この答弁には。なぜだめなのか。なぜこれが必要なのかが、一つも書かれていないんですよ。

ぜひ、この点については、今これから再質問で答弁願いたいと思いますの

で、よろしく申し上げます。

参加団体、あるいはグループに規約は必要としないとした理由なんですけれども、これは例えばボランティアが、これ3名以上の団体で申請してくださいというのが原則になっているので、じゃ、私たち、例えば気の合った者同士が3人寄り添ってボランティアとして、例えば植樹をしたりですとか、そういう町のためにやりたいとしたときに、じゃ、そのボランティアに規約はありますかということなんです。せっかく町のために、小さな事業でもやってみたくて。そういった小さなことの掘り起こしが、だんだん輪になっていってまちづくり、活性化ってできると思うんですね。

ですから、今回、参加4団体あったんですけども、それぞれプレゼンの中で同様に言ったことが、全員が言いましたね。この町を活性化したいんだと。だから、私はこの企画を今回申請しましたと。みんなこの事業にとって一番大事なことは何かといたら、プレゼンによって、私はこの町を何とかしたい、活性化したい、元気にしていきたいんだという発言をもらうことだと思うんですね。だから、広く規約のない方々でも参加できるような事業でなければならないと思うんです。

確かに私は平取町のを参考にしましたし、今回この事業を始めるときも、町長の説明では、平取町を参考にしましたというお話はありました。でも、多分平取町へは行っていませんね。多分ホームページかなんかで見て、ちょっと参考にただけだと思うんですけども、私、実際に行って、まちづくり課の人に個人的に行き話も聞いたわけですけども、規約はないです、ここの事業に。これから、2番目、3番目もそうなんですけれども、予算額を超える申請があった場合は、採点により順位をつける必要がありますということは、順位によって予算を見極めなければいけないので、外れるところがあるので順位をつけなきゃいけないという考え方なんですけれども、平取町では、申請した団体は全員通すんです。ですから、補助率が変わるんですよ。その補助率を審査するのが、審査会なんです。だから、半分の補助率のところもありますし8割を超える補助率の申請もあるんです。

あそこは、当初、平成21年からもう9年目になるんですけども、当初は10にも満たない申請だったので、ほぼ200万円の中で全部やってきたんですけども、今回、14ですか、申請の内容があって、すべてを通していきますね。ですから、補助率が変わるんです。

その補助率を内容によって審査するのが、審査会という考え方です。だから、なぜ、町のために私は、例えば今回でもそうですけれども、今も地域づくりの食堂、地域食堂ですか、頑張っている団体もありますし、なぜそこに点数をつけようとするのか。なぜ順位が要るのか。これがわからない。

目線を町民目線から考えるという必要性が、あるんじゃないですか。やはり、役場の役人さんは、自分たちが、町にとっての事業というのは、全町的なものをいかに国あるいは道から補助金をもらって、この事業をその内容に合った申請をしようかという体質がありますから、それを今度そのまま町民

にやろうとしている、そんな形にしか見えません。

ですから、ぜひとも平取町のやり方をとすることはちょっとお互いにプライドがあってだめなのかもしれませんが、あそこの場合は、町税1%まちづくり事業です。町税の1%を町民に返すから、あなた方、何か町のために考えてくださいというのが事の始まりです。

審査会というのは、それも公募するんです。ですから、町民の皆さんに、まちづくりの皆さんからプレゼンがある審査会をしてくださいという、審査委員も公募なんです。その公募に満たないときは、町長が委嘱するんです。一切をその運営委員会が賄う。それで、あなたの事業については半分でいいねとか、その審査をするのが審査会。本町のように、まちづくり委員にそれぞれの事業について点数をつけなさいと。なぜ順番が要るんですか。全部通せばいいんですよ、出たら。そのかわり、今回事業が多いから補助率はこれだけ変わりますよというのが、もうみんな納得することですから。ぜひ、そこら辺を考えていただきたいなと思うんですけれども。

4点目については、可能であると考えておりますとあったんですけれども、この4点目が、町長のいわゆる町民に対してすべて委嘱して、その団体が審査をして、そして、この団体には何%ですよということを町長に対して答申するんですね。それができるようになったら、この町も大人の行政と言えるんだと思うんです。

確かにこれは課長答弁でございますので、ぜひとも当初は町長のやってみようという一言から始まった事業と考えておりますので、町長のお考えをいただけますか。

○議 長

齊藤町長。

○町長（齊藤純雄君）

今回、四つの団体が申し込みしていただきました。くしくも柴田議員のところは4番目ということで、それでこういう質問が来たのかなと当初思っておりましたけれども、今、話を聞いて、当然私たちも新しい事業には期待するところが大きいですし、申請をできなくするという思いでこういった規則をつくっているところではありませんので、できるだけ多くの方が手を挙げていただいて、この予算を活用していただきたいという思いは柴田議員と同じでありますので、柴田議員の話を聞きながら、次回に向けてもっともっといいものにしていくようにはしたいという思いが強くなっておりますので、そのときは、また柴田議員にも個別にお話を聞ければいいかなというふうに思います。

以上でございます。

○議 長

再々質問ありますか。

柴田議員。

○3番（柴田典男君）

やはり自分たちもこういう立場ですので、いろんな町でとても魅力的な事業があると、話が聞きたいということで足を運ぶこともあるんですけども、決してこれは平取町が初めてやった自治体じゃないんですね。当初伺った課長に、まず先にしている町が、私たちがやりたいと事業があったとすれば、まずまねをするんですと。これは課長の言葉です。まず、まねをするんです。わからなくなったら、電話するか聞きにいけばいいんです。やって失敗したら、やり直せばいいんですと言ったんですよ。

いや、一課長の言葉としては、非常に驚きもあったんですけども、果たしてその言葉は、うちの役場に帰ってきて課長が同じ言葉を言えるかなと。結局、それだけ行政に対して自信があるから、逆を言えばですよ、その言葉が言えるんだと思うんですね。

だから、今回、確かに平取町がやっているなら、やはり足を運んで、その本来の本質を聞いてこないとだめなんじゃないですか。それから、自分たちのカラーをつけてただやろうとするんじゃないでなくて、まず一回なぜこういうことが始まったのかという、その本質もやっぱりその町に行って聞いてくるということも大切だと思うんですね。

どうですか、町長。継続していくために、やはり足を運ばせる考えはどうですか。やってみませんか。

以上です。

○議 長

齊藤町長。

○町長（齊藤純雄君）

議員のおっしゃるとおりだと思います。やっぱり現場に行くと、ホームページで見るだけでは、私も見た中では、審査会があって、その上に何かの委員会があって、そこが答申をするなんていう平取町のやり方を見ていましたので、そこはそこで見えるんですけども、やはり違った生の言葉で聞くという意味合いも大事なので、これからは、そういうふうに担当職員にも行かせます。

以上です。

○3番（柴田典男君）

終わります。

○議 長

続きまして、発言順位3番、牧島良和議員。

牧島議員。

○7番（牧島良和議員）

第4回定例会に当たり、町長に3点質問をいたします。

1点目は、札沼線の存続を求めることでの表題であります。

北海道新聞11月14日付では、4町首長会議を開いて、札沼線のバスを含めた検討をし、現状維持は難しいとの報道がなされているところであります。11月中、数回、同紙による記事が目立っております。こうした首長会

議での経緯と経過について、また、その中で出されていた営業区間を短くした時の試算は、公表されたのかを伺います。

また、改めて、さきの一般質問でも議論しましたけれども、交通権、自由な移動や社会生活参加を保障するためのもので、さきには、ご答弁では、いろんな交通手段があるから皆さん方には保障されていますよと、そういうご答弁をいただいておりますけれども、書物によれば、オーストラリアではJR北海道の2倍の5,000km、これを公的資金で1,250億円、7割が国の負担で3割が州と、そうした補てんによって運営をされていると。これは一例に過ぎないわけですがけれども、やはりこの広い北海道での赤字250億円です。この比からすれば、当然何らかの手段と手法をもってつくり出すと。これはまさにJRだけに求めるものでなくて、北海道全体が、世論として住民が喚起していく大きな力が必要だというふうに私は思っています。

そういう意味で、公的資金が中心に入っているんですよということを理解をしていただきたい。そのための運動、方向性をつくり上げていく必要があるのではないかと。

また、鉄道事業法第1条では、利用者の保護や健全な発達、公共の福祉の増進を目的とすると、こう分割民営化の時点での国の法案自体が、そういうふうになっているわけですよ。このことからしても、明確に目的は記されているわけです。

また、民営化の法案審議や経過では、新しい会社になっても路線は切り捨てないと、会社は企業経営できるんだと、こう委員会では述べられているわけです。このことをとらえながら、札沼線の存続を世論に訴えていく、それから喚起をしていく。そして、知恵を絞ってどういう形に組み立てるか。

私もまだ今の時点で、JRも、それから学識者、道段階も、非常に急いでいるようですけれども、これは30年の時間が経過しているわけですから、そうそうあわてて結論を出す必要はないと、私は、今そう思っています。

二つ目に、国民健康保険制度についてお尋ねをいたします。

2018年度から始まる国保都道府県化、浦臼町での保険税がどうなるのか、次の点についてお伺いをいたします。

一つ目、都道府県化と空知中部広域連合の関係はどうなるのか。

二つ目に、保険料は保険料なのか保険税なのか。

三つ目に、回数の多い受診者、あるいは重複して受診を受ける方への指導は、何が行われるのか。

4点目に、市町村納付金算定では、道は応能応益割を43対57といたしました。本町での割合はどう変わるのか。

5点目に、ほかに大きな変更点について、何があるのかをお伺いをいたします。

また、6点目に、道への納付金仮算定が行われた1回目、2回目、3回目とありますが、本町ではそれぞれ幾らになってきているのでしょうか。

最後に、運営方針で述べられている赤字解消計画、この策定の時期と考え

方はいかがなのでしょうか、お尋ねをいたします。

最後に3点目、農林予算の見直しを求めるものであります。

先ほどの28年度の一般会計の予算の中でも少し触れましたが、いわゆる需要即応対策にかかわる問題で考えなければならないものとして、29年度の予算で読むならば、5款農林水産業費1項農業費5目農業振興費19節負担金補助及び交付金の地域再生協議会活動事業補助金なるものが436万円あります。これはピンネ農協との事務委託契約がされているものであります。これについて、その裁判の経過を見ると、これについてその必要性がないと考えるものであります。いかがでしょうか。

以上、3点についてお尋ねをいたします。

○議長

答弁を願います。

河本課長。

○総務課長（河本浩昭君）

牧島議員のご質問にお答えをいたします。

1点目の札沼線の存続についてでございますけれども、JR北海道が昨年11月に単独では維持することが困難な線区を発表してから、沿線の月形町、新十津川町とともに、札沼線の存続のため、協議、JR北海道や国会議員への要請、利用促進への取り組みをしてまいりました。

また、本年5月からは当別町も加わり、月に1度のペースで沿線4町長による意見交換会を重ねてきております。

8月30日開催の第3回意見交換会と10月10日開催の第4回意見交換会では、有識者であります鉄道ネットワーク・ワーキングチームフォローアップ会議座長、北海道大学の岸先生をお招きし、「鉄道のあり方を地域で考えるための論点」につきましてお話をいただき、4町長ともに客観的データに基づく検討の必要性をより深く認識したところでございます。

その後、JR北海道が11月7日に発表いたしました「平成28年度線区別の収支状況について」によりますと、札沼線（医療大学・新十津川間）の輸送密度は66人、営業損失は3億6,700万円、100円の営業収益を得るために必要な費用、営業係数につきましては2,609円との内容でございました。

11月13日開催の第5回意見交換会では、毎年4億近くの赤字を沿線自治体が負担することは困難であり、札沼線の維持存続については非常に厳しい状況であり、今後、町民にとって最適な公共交通の確立に向け、バスも含め早急に検討することが必要であるとの認識に至りました。

また、全線の存続が困難な場合、浦臼町または月形町までの存続が可能かどうかをJR北海道に検討を求めることとし、11月23日開催の第6回意見交換会において、JR北海道から、石狩月形まで鉄道を存続させた場合の赤字額は2億1,500万円、浦臼までだと3億2,900万円という報告を受けております。

交通権の考え方につきましては、理解をするところであり、平成25年に制定されました交通政策基本法に、交通施策に関する基本理念、交通に関する基本的な施策、国及び地方公共団体の責務が明記されていると考えておりますが、人口減少、少子高齢化が進展する中、そのことが鉄道でなければならないことに結びつくものではないというふうに考えます。

以上でございます。

○議 長

続いて、2件目。

大平課長。

○くらし応援課長（大平雅仁君）

2点目の都道府県化による空知中部広域連合の位置づけと問題点についてお答えします。

まず、ご質問の1点目ですが、都道府県化による空知中部広域連合のあり方につきましては、昨年末までの間で1市5町の中で協議がなされました。その結果、現状を維持したまま新たに保険者として加わる道と市町村の間に、空知中部広域連合を置き、国保関係の事務を進めることになったもので、当町においては、原則従前同様に空知中部広域連合に対して事務を行うこととなります。

2点目につきましては、これも従前どおり保険税として取り扱っていきます。

3点目は、道の運営方針の中で、医療費適正化の取り組み項目の一つとして述べられておりますが。各市町村において、相談等により適正な受診に向けた意識啓発に努めることとなっており、当町といたしましても、受診内容の確認に努めているところであります。

また、道も各種研修会等を通じて、市町村を支援していくとなっております。

次に、4点目についてですが、道は今後市町村が納める納付金の算定に当たって、計算方法の中で議員ご指摘の割合を用いました。しかしながら、当町が被保険者の方々に賦課する額の計算の際には、この基準をベースに用いることは考えておりません。今後、正式に空知中部広域連合より示されました分賦金に対して、当町の国民健康保険税審議会のご意見をいただきながら、税率等を検討する予定であります。

5点目の大きな変更点ですが、今回の都道府県化に伴い、保険者が交付する葬祭費の金額が、現在の1万円から3万円に変更予定です。

なお、都道府県化やその他制度改正に係る変更点につきましては、現在、空知中部広域連合で作成中のパンフレット等を通じ町民の皆様に周知を図っていきたいと考えております。

続いて、今まで出された仮算定の数値についてでございますが、1回目は1億1,596万円、2回目は1億1,948万6,000円、3回目は1億1,673万1,000円でございます。

最後、7点目ですが、赤字解消計画を策定しなければならない市町村は、前年度の決算において解消・削減すべき赤字が発生した市町村で、翌々年度に赤字の解消・削減が見込まれない場合策定することとなります。

また、策定期間につきましては、今年度の場合10月末までとなっております。

ちなみに、当町は赤字決算とはなっておりません。

以上です。

○議 長

石原課長。

○産業振興課長（石原正伸君）

3点目のご質問にお答えいたします。

議員ご指摘のとおり、本年度予算におきましては、浦臼町地域農業再生協議会へ活動事業補助金といたしまして436万円を計上しており、再生協議会の予算におきましては、国の実施要綱に規定いたします経営所得安定対策等推進事業の対象となる業務といたしまして430万円を委託費として計上しており、ピンネ農協と業務委託契約を締結してございます。

委託業務の必要性についてのご質問ですけれども、本事業の実施に係る事務の取り扱いにつきましては、再生協議会が協議し決定した形でございますが、本町の農業振興といたしまして最善の形と考えておりますので、次年度以降も予算計上していく考えであります。

以上です。

○議 長

牧島議員、1件目についての再質問ありますか。

牧島議員。

○7番（牧島良和議員）

さきも一般質問で述べたとおり、交通権、これは今回文書、文言として4行、5行ほどにその位置づけが確認されたというふうにも思います。

それで、前段申し上げたように、どうそれを認識づけるかと。多くの場合、私は乗らないからいいのよとか、それから、乗っているから物を言うという、そういう問題ではないこととして、JRだけでないバスの交通手段も、あるいは町が行っている町営バスの運行も、やっぱりその交通権の大きな位置づけとしてあるものだというふうに思うんですね。

ですから、私はまだまだ時間をかけて、後段言ったように、そここのところの認識をもっともっと共通にしていく必要があると。それで、JRもそここのところの認識が違うんだと僕は思うんですね。

ですから、けさほど、この後全員協議会でJRの今ほど言われた3回、4回の会議で出されたものについての資料が手元にあって、私もこれ全部今の時間で読み取ることができなかつたんですけれども、失敗だった、失敗だった、失敗だったという物の言い方をかなりしていますけれども、やっぱりそうでなくて、交通権という、そこら辺の視点からJRはどう見るのかと。

そして、今、前段に言っていた、質問でも加えた、国が分割民営化するときのその法案の位置づけ。それから、衆議院の委員会での国側の答弁。だったら、もっとやり方はあるだろうという、やっぱりそここのところの責めが、もっともっと強くならなければならないと思うんですね。

前回は申し上げたように、私も母方のおじいちゃんが岩見沢の保線区の保線員さんをやっていて、ここでこういうお話が、議論ができるというのも、何かその生活の延長線上にあって感慨深いものがありますし、浦臼町も昨年ですか、ことしの春か、町でJRとの懇談会をやったときに、先輩の議員の方々から、JRの給水場があったり輪転機があったり、それから鉄道官舎があったりという時間的な経過を見ると、やっぱりもっともっと浸透させた議論をどうするのかというふうに考えなきゃならないなと私は今思っています。

それで、お答えをいただいた中で、鉄道でなければならないことに結びつくものではないと考えます。だから、前回の会議のときに、これ札沼線って言っていて、議論にあるように、何で当別から浦臼まで、当別から新十津川まで、何か知らないうちに学園都市の駅から浦臼であったり月形であったり新十津川であったり、ここのところの計算ばかりされていて、そして、66人しか乗っていないんだ乗っていないんだというところでぐっと我々は押さえつけられているわけですよ、自治体も含めて。だから、やっぱりそここのところが。

そうしたら、浦臼までの計算はといったときに、それから新十津川までの、月形までのといったときに、こういう数字、2億1,500万円、浦臼までだと3億2,900万円と。だけれども、この数字が出たから、そうしたら、僕は何で町村の首長さんが言われたときに、何でそんな数字の求め方をしたのかなと私は思うんですね。この数字が出たから、そうしたら、浦臼までは無理で月形までだったらいいねという考え方を出すんですか。そういうものでは、僕はないと思うんですね。

だから、何か議論のやり方が、大学の先生も入った、岸先生とかって入ったようだけれども、結局道のとこ入れも大学の先生も入るけれども、これしかない、これしかない、これしかないということの物の言い方で、自治体が押され押され押されまくっているところに僕はあると思うんですね。

もっと前段言った交通権の流布、それから認識、そここのところをもっと高めていかないとならないなと。うちの町もバスでこれだけの頑張りをやっているんだよと、そここのところだと思うんです。

それで、今、そういうことを述べながら、聞きたいのは、以前の経過の中で、JRはバス転換したときに、20年はその路線を保証しましょうと、支援しましょうという、こういう言い方をしました。かつて、砂川のJRバスが民間に変わったときも、それから、今も奈井江線もそうです。それから、滝川もそうですけれども、道の支援を受けて、これも人口、乗るお客さんが多ければ支援します。少なくなったらやめますと。これは、交通権ではやっ

ぱり違うのさ、それでは。

だから、今JRも、バス転換したときに、20年は見ますよと、支援しますよと言っているけれども、この20年というのは頭から外していくと、そういう議論を基本的にしていかないと、よしんばバスというふうになったときにも、そのうち、いや、浦臼で20何人乗っていますから、いや、半分になったら今度は減らしますと、こういう議論になっちゃうんですよね。将来人口の推計を見たときに、当然、もう20年と言わず、子供たちは本当に少なくなるわけですから、年限を切った支援策云々という話は、もう論外と。

私は、きょうの議論の中で、その点を町長、確約してください。これからの議論の中で、そういう議論は、私、交通権をやっぴりもっと共通認識に高めるための努力。それと、20年というか、そういう切り方の中で、バス転換もという話がないよと、ここのところの二つについて答弁をいただきたい。

○議 長

齊藤町長。

○町長（齊藤純雄君）

交通権については、私も今回の質問で勉強をやり直したというか、ちょっと研究をしてみたところであります。

今言われたように、赤字だからということではなく、平成25年の基本法ができてから、生存権並みに、基本的人権並みに交通権があるというところまで高まったということは理解をしたところであります。

ただ、最終的にその住民、国民の移動の権利をどう守るかというところは、国と地域自治体が守っていくという、そういう責務はあるというふうに読み解いたところでもありますけれども、そのことが、いつまでも鉄道、鉄路なのかと。違うものでも、国民や住民の移動が可能であれば、それはそれで交通権として守ったことになるんだらうという思いが今はしておりますので、今のJRの札沼線の廃線問題は、そこの交通権云々ということでのご意見は、この3町首長会議、4町首長の意見交換会の中では、余り出てきてはおりません。

どこまでだったら、何とか地方自治体が頑張れるのかなという思いで、この月形まで、浦臼まで、そして新十津川までということではありませんけれども、そういったことを各町が聞いて、それにこたえてくれたのが、ここでの答弁の中身になっているところでもあります。

今後、交通権という部分もありますけれども、何とか、まだ3町、4町の中では完全にあきらめたということではありませんので、頑張っはいくという立場はあります。

それから、もう一点、今後のJRとの代替、例えば代替のバスというふうになった場合の、いわゆる条件闘争というんですかね。いろんな意味合いのものを求めていくわけですがけれども、やはりうちとしても、今、月形高校へ生徒さんが通っている現実がありますので、その子供たちをいかに守っていくかというのが、まず目の前の最優先課題かなというふうに思っております

ので、その点については、やはり15年、20年、そういった数字の話題も出しながら、JRと具体的な検討に入れるかなと思いはあります。

以上でございます。

○議長

再々質問ありますか。

牧島議員。

○7番（牧島良和議員）

10年、15年の数字は見え隠れする議論にということですがけれども、そういうふうに言われるから残念なんだけれども、私は、そのことでの議論をしていくと、行く行く、先々でこちらも切ります、どこも切りますと、道内全部切られてしまうと私は思っています。

それで、例えば札沼線ってなっていて、いつの間にか医療大学から新十津川と、そここのところが66人だという話なんだけれども、本当に勝手な仕切り方なんですよね。もともとは当別だった。それを仮にバスだという形になっていくとしても、私たちは実質的に、浦臼は町として奈井江までの線を十分、不十分はあるけれども、議論の上で町も頑張っています。

ところが、札沼線がなくなってしまうと、真っすぐ美唄市に行く人もいますね。それから、沿線のルートをどう確保するかということだけでない奈井江線のボリュームアップ、それから、美唄市への交通網、そここのところも派生してくる問題として、やっぱり議題、議論の中で支援策の中にそうしたところも積み上げていく。

もっと言えば、月形町の、よその町村のことを言ってもあれですが、月形町だったら岩見沢市まで出る線だとかってね、これあるわけですから、やっぱりそういう枝道に対して、こっちはなくすんだから、こっちのバス路線だけの議論でという話になってしまうと、私たちの交通権は阻害されると。そこに必要な路線として出てくるわけですから、そういうところの手当ても同時的に議論としてやっていく必要があるだろうと私は思うので、その点での議論。

それから、今、町もいろんな形で学生さんへの支援をしていますけれども、交通費含めて、あるいは下宿代を含めてやっていますよね。それで、本当にそれ自体は、私と町長とこうやって前々回から議論をしていて、町長、率直に述べられたように、交通権たる言葉っていうのを理解してきたと、率直に言われたわけだ。私も物の本を見ながら、それまではわからなかったけれども、交通権というのがしっかりとあるんだという認識から、僕の議論なんですよね。

ですから、4市町の中でもなかなかそこが出てこないとなれば、町長、やっぱり町長の指揮権として、こういうことも大きな議論としてJRとの議論で交通権から派生することとして、JRよ、もっと考えろよと、そういう視点で発言していくことが大事だろうなと私は思うんですよね。

ですから、一番初めに言った路線の問題、それからもう一つは、うちも学

生さんに、町長が頑張って施策を打っています。道新の記事を見ても、バス転換をやります、道内でも。南の方でもバス転換をやっているんですよ。だけれども、基本的にはJRの路線単価よりも、似た数字は出します。だけれども、3年、4年の中で上がるんですね、これは間違いなく。それで、道教委で調べた数字、これまた正確か正確でないかというのがあるかもしれませんが、道教委の調べでは、全日制225校のうち167校で高校生がJRを利用していますよと。実に利用率74%の生徒さんがJRを使って通っていると。そうした中で、2倍、3倍に、3年、5年のうちに実績として、実数として上がっているんですよ。そうすると、高校生の人たちが通学そもそもが困難になっている。相当な家庭の支出のウエートになる、教育費全体のウエートとして大きくなるということを、私は言っているんですよ。

ですから、JRも当面はバスは走りますよ。支援もしますよ。だけれども、その後、3年、4年の中で、2倍にも3倍にもなるという、なってきたという事実、これは道教委の資料を寄せてみたらいい。調べているから。やっぱりそういう意味でも、今後の旅費の確約というふうにはならないだろうけれども、そうしたことが予想されるんだと。そういうそこでの問題提起も、しっかりと4市町間の中でやっていただきたい。

あわせて、JRとの議論にもかみ合わせる努力をしていただきたいというふうに思いますけれども、この2点。

○議 長

齊藤町長。

○町長（齊藤純雄君）

今のお話の中は、これからの協議ということで、まだ表に出ている問題ではありません。

JRが代替をこれから話し合う中で、JR北海道が主体として運営するというのではないのではないかというような気はしますけれども、それらについても、4町の会議で意見としてお話をさせていただきます。

それから、また今回の一般質問で出た交通権の考え方等についても、次の会議で私の方からこういうものがありますよというお話をさせていただきたいというふうに思います。

それから、一般路線、美唄市に行く人がいるということですがけれども、今の段階で町は美唄市に町営バス等々の路線を走らせていないわけでありますので、そこが札沼線が仮になくなる体制になった場合に、JR北海道がその部分も考えてくれるかというのは非常に虫がいいというか、そこまでは多分行かないのかなという気はしますけれども、考え方としてはそういうところもあるということは、自分の中でも押さえておきたいというふうに思います。

以上です。

○議 長

12時になりますので、ここで昼食のため暫時休憩といたします。

午後の会議の再開は1時30分とします。

休憩 午前 11時59分

再開 午後 1時30分

○議長

休憩を閉じ、会議を再開いたします。

一般質問、牧島議員、2件目について再質問ありますか。

牧島議員。

○7番（牧島良和議員）

お尋ねした数点について、各点についてお答えをいただきました。

30年度といっても、もうすぐですから、そうした中で連合との協議も含めて、かなり中身の濃い時間かなというふうに考えております。

私自身も、トータルとして、先日の新聞報道にもありますように、道内では負担増が、保険料ないし保険料の負担増が2カ所出ています。新聞の記事を見ましても、それぞれに理由書きがされているわけですがけれども、ここで注視する部分で、こう書いていますね。市町村から都道府県への経営移管は、規模を大きくして財政基盤を安定させるのが目的と。いろいろあれこれ言うけれども、結局そういうことなのかなと。

実質的には、うちの町も保険税を徴収するけれども、結局トータルとしてそれで医療費全体を、それから連合の運営を賄っているわけではないですよ。5,000万円、6,000万円というのは、恒常的に町が手当てしている財源になっています。

問題は、この移管そのものが、書き方でいうと財政基盤を大きくすると。だから、道が財政基盤を大きくしたら、市町村は上がやりやすくなるんだろうかと。そうともなかなか言えないのではないのかなと。単純に組織を大きくしていくことなんだけれども、あわせて私がお聞きした重複受診だとか、それから必要のない受診をしているのではないのかと、そういうところの抑制を、これは言葉にはなって出ているんですよね。そういうことも抑えるよと。

それで私も質問を起こしたんだけど、お答えでは医療費の適正化の取り組みの項目の一つとして述べられておりますが、市町村において相談等により適正な受診に向けた意識啓発に努めると。それから、研修会を通じて市町村を支援していくことになっています。

こここのところの意識啓発、例えば、そうしたら重複受診、大枠で言って、連合なり、それから道の段階で、浦臼町のだれだれさんは3回も4回も同じ内科にかかって、短期間でこんなにかかって何ですかと、そういうふうに来るんですかね。何かこの表現だと、まだまだオブラートに包まれていて、やるらしいけれども、意識啓発や各種研修会を通じてと言っても、本当にそういう人に、行政側から見る重複受診ととする人に対して伝わるのかなと。もっと言えば、重複受診した人っていうのは、役場の側でつかまえちゃうのか

など、データとして。そして、個々の中で行政の立場でその人に対して指導していくのかなど。

そういうことが、これまた、ままあっては、やっぱり受診者側が医療機関を選びながらかかっていくというところでは、非常に難しいのではないかなというふうに。これも答弁を見る限り、物すごくそういったところを感じるんですよね。そこのところが、もうちょっと具体的に出てきているのでしょうか、連合から。そのことが1点。

それから、今の仕組みの上に道が乗っかってきた。道がそこにまた必要な財源というのが要りますよね。連合自体が動いている中で、そうそう余る数字で市町村に戻し金といいますか、正確な言葉は忘れましたが、1年1年の時間の中で戻しになっていく部分がありますけれども、それとて、連合を運営する財源にはなり切らないと思うんです。国が道に対して支援する部分はあるだろうし、うちで言うと、広域連合が道に一定の支援金というのがあろうと。そうしたら、そこの膨らみが、よくあれこれ言われる、消費税でも言われたけれども、小さく産んで大きく育てるといって、今の入り口は何ぼ下がりました、何ぼ上がるころはないですとは言っても、時間の経過の中で、やれこのこと、あれセキュリティ対策だ、何対策だって、そうしたことは考えられないのでしょうか。

二つの点でお尋ねをいたします。

○議長

答弁願います。

大平課長。

○くらし応援課長（大平雅仁君）

牧島議員のご質問にお答えいたします。

まず、1点目の部分でございますが、道がかかわることになる前から、今の時点でも、重複されている方とか回数が多い方についてのリストは来ております。うちの方では、それを使って、その方に直接お話をするのではなく、その方が必要で受けている可能性もございます。そういった中で、その辺の点検も含めまして、確認を保健センターの健診とか、いろいろな指導の中でお願いをしているところであります。

今現在については、後から齊藤課長の方からまたお話があるかもしれませんが、うちとしては、それを使って個々の方を呼び出ししてどうのこうのというのは考えておりません。

1点目は、また後で、実際の今の流れは長寿福祉課の課長の方からあると思います。

2点目ですが、基本的に連合に事務を今お願いしております。来年からも引き続きお願いをするという形になるんですが、その部分の人件費を含めた総務関係の負担金だと思うんですが、それについては、ちょっと今まだ計算が出ておりません。

先ほどの牧島議員にお答えしました仮算定の数字は、全くそれが加味され

ておりません。あくまでも、これは道が市町村に対してこの部分だけくださいという納付金の金額の仮算定の数字でございます。本算定については、最終的には2月上旬に出るという話ですけれども、そのときには、連合の方の数字が加味されて、市町村に来るといふ形になると思いますので、それプラス、どれぐらいになるかもちょっとわかりませんが、あくまでも連合を維持するという部分で、市町村が負担するというのは、今、現状と変わらず来年以降もその部分の負担金は生じるということになります。

もちろん道の方が、その連合を維持するための支援金を出すということではございません。あくまでも、道は国からいただくそれぞれの負担金といひますか、交付金ですね。それと市町村から納付してもらおうお金等々で運営するということになります。

以上です。

○議 長

齊藤課長の方から。

○長寿福祉課長（齊藤淑恵君）

牧島議員の質問にお答えいたします。

保健センターの方では、くらし応援課の国民健康保険の方から出たリストが、重複受診者、重複受診家庭、高額医療者の3パターンのリストが来ます。来ますが、各種健診等において、必ず薬の手帳をお持ちくださいというふうに最近はしておりますので、その中で、どの病院にかかっているのか、薬の内容を見させていただいた上で、薬がダブっている場合は、これはダブっていますねという指導を健診の場で行っています。

そうでない場合もございますので、患者様の方にも選ぶ権利はあるということなので、消化器内科に行かれる場合でも、内科というふうに国保の方では表示してきますので、消化器内科なのか、循環器内科なのか、呼吸器内科なのかというあたりでも、国保の方の係ではわからないで来るんです、リストは。なので、この人はそういえばあの病院だったよねとか、あの病気だったよねというのが保健師の方で把握していれば、ああ、これは重複受診ではなく専門家にかかっているという判断を私どもの方ではします。ということで、ご本人の方には、余分な医療費がかかっているんじゃないのかというようなことは申し上げていません。そういうのが流れとしてございます。

以上です。

○議 長

再々質問ありますか。

牧島議員。

○7番（牧島良和議員）

重複してかかる場合は、私は今のデータの仕組みだから、今いう内科にしてもいろいろな内科がというところの部分も見えているのかなと、今ちょっと前段のお答えを聞きながら思っていたんですけれども、そういう判断も含めて、保健師さんの側で患者さんに指導すると。日常的な部分ではね。そう

いう意味では、すごくわかりましたし、逆に言えば、すごく大変な仕事ですね、そういう意味で。我々も手帳を持ちながら、薬も書いてあるということだから、それを見ることでわかるといえばわかるんだけど。大変な仕事だなということにはわかりました。

あと、入り口で言えば、ちょっと心臓の調子が悪いんだけどもと言って、多くの場合、一カ所でかかって安心できるというケースもあれば、けれどもなあ、もう一カ所同じ心臓の病院にかかろうかと、初診で回数かかるというの、それは2回ぐらいならいざ知らず、3回とか4回とかって、そういう重ねようも、時として患者さんの側であるのかなというふうにも思います。

総じて、後段齊藤課長が言われたような、そういった日常の接点で、ある意味、浦臼町だからできるのかもしれないですね。どこでもできるだろうかといったら、ちょっと私この場では、私自身すごく疑問に感じますね。わかりました。

具体的に道がそこにまで手をかけるというところでは、今お答えをいただかなかったので、やっぱり道、市と一本化になっても、その地域、連合、それから市町村のかかる担当の方のご苦勞がそこに見え隠れというか、あるんだなというのにはわかりました。

しかし、運営方針では赤字の問題も言われていまして、そういうことが積みもり積もって、町村財政あるいは連合の財政の赤字というのが生まれてくる場所もあるから、赤字解消計画なんていうのが出たのだと思うんですね。多分道内でもあるんだらうなというふうに思います。

ただ基本的には、浦臼町も先ほど言ったように5,000万円、6,000万円のお金を一般会計から入れていることでもって、トータルのやりくりになっていると。なければ赤字ということで、ここで私の訴えたいことの一つは、市町村がそこに補てんをして保険財政を切り盛りしていると、この形ですよね。この形までも、国は今後改めようとしているのかどうなのか。そこから辺は、まだ見えないよということなのか。

今までの時間の中で、国保財源に一般会計の繰り入れというのは、もうほとんどの市町村がやられている。そして、成り立っている保険事業ですので、ここのところは、やっぱりあれこれあっても維持し、支えていくと。そして、今いう努力もされながら、全体の医療費の圧縮に努めていくと、そういうことが大事かなと思いますけれども、今、一般会計からの繰り入れは引き続き考えていきなさいよ、入れていってほしいですねというのが私の意見ですが、その視点でのお答えと。

やっぱりそれを集める財源なんだけれども、前段税なのか料なのかという聞き方をしましたが、これはそれぞれ性格が違いますから、今は税でいきますよと。道の段階で、税なのか料なのか。それから応能・応益のパーセンテージですよね。もっとわかりやすく言えば、うちの町だと固定資産、土地だ、それから機械だという、そういうところも一定程度資産内容になっていると。一般労働者、あるいはお店屋さんが、そういうところに入るときには、そう

いう資産としては低いわけで、そこら辺の税のかけ方ですね、応能・応益のかけ方。道の段階では、そこら辺の割合はどんなふうに計算しているんでしょうね。

単純に道が運営するときにこれだけ必要だから、町村の人口に対比してこれだけ、1億1,000万円ですか、浦臼町の場合は払え、求めるというふうに言っているのかどうなのか。そこのところを、二つお聞きして終わりたいと思います。

○議 長

大平課長。

○くらし応援課長（大平雅仁君）

牧島議員のご質問にお答えいたします。

まず1点目の赤字の部分の考え方でございますが、道の方では、国も同様の考えらしいですが、法定外の一般会計繰り入れについては、計画的な解消、削減を目指すという言い方をしております。

これについては、もう来年からだめですよと言われておりません。だから、今後、今言ったように計画的な解消、削減を促すんだということですので、その辺の指導はしていくのかもしれませんが、今のところはそれを目指すという流れのみでございます。

実際に赤字の市町村もございますので、それを単純に来年からだめですよとしてしまうと、もうその国保の運営ができなくなるということもありますので、恐らく今後の様子を見ながらになるかもしれませんが、これについてははっきり道の方では指示している部分ではありません。

うちの町についても、国保に基金がございますので、その運用も効率的にしながら、赤字にならないようにしていくという考えでおります。

2点目の応益・応能ですけれども、道は3方式で積算しております。その時点でもううちとは違う部分です。うちは、今、牧島議員が言うように4方式で固定資産も含めた資産割を入れておりますので、その時点で、実は、先ほどその意味でこの率は使わないですよと、うちとしては使えないという考えですので、これは賦課の関係は市町村でやってくださいということですので、引き続き4方式でうちは考える予定でおります。

以上です。

○議 長

それでは、3件目の再質問について。

牧島議員。

○7番（牧島良和議員）

最後に、農林予算の見直しを求めることで、前段1回目の質問をしご答弁をいただきました。

これ、結局私も後から知ることなただけけれども、あれこれの間違いや計算上の違いがあつてということの結果として、いわゆる実需者というか、浦臼町も農林予算の窓口になっているわけですよ。それでいて、農業全体の予

算の組み立てもしているし、お金も動かしていると、支援もしていると、トータルとしてね。ですから、当然の業務として、例えば転作の面積だ、それから多用途米の面積だ、例えばの例ね。間違っただ話ではないですよ。補助交付申請などのときも、そうしたことをやって、お金の出し入れを町長名で申請し交付して受領すると。これは当たり前の流れなんですよ。その基礎となる数字は、転作であれ加工米であれ何であれ、とにかくそれは農政の事務として全体に当たり前の仕事としてやらなきゃならないことなんですよ。間違いなく。間違ったら、ごめん町長が頭を下げて、いや、補正で10万ちょっと間違いました。これはある話なんですよ。だけれども、間違いは回避しなきゃならない。

やっぱり今回の裁判の経過からすれば、協議会でよそこに委ねてしまったら、これだけ4,000万円からのお金が、結局交付、裁判は当たり前だ、間違いはないんだと言ったから間違いはないんだけど、町民が知っていれば、そこで事は進んだ話なんですよ。それから、行政が一度もその内容について伝えていないということからしても、これは全く仕事の怠慢ですよ。やっていないからそういうことになっちゃったんだ。

だから、それは日常の業務は、私たちも先日、旭川の農政事務所から書類が来て、数字やいろいろなものを渡されていますけれども、当たり前のこととしてやらなきゃならないし、町も農業、一般の行政業務については、毎日入るメールも含めて伝えなきゃならない。それをやって、積算しとらえる数字は、農協は農協として営農のつくり方や物のつくり方も含めて指導し、行政はそこに対するお金や、それから面積の確認をやるというのは、当たり前のこととして当たり前にやらなきゃならない仕事なんです。

事務局も浦臼町の農政課が持っているわけでしょう。だから、そういう意味では、間違っちゃ困るし、当然の業務としてやらなきゃならないんですよ。それを委託業務でもってその数字だけはあっち、ピンネ農協にしてやっているから、結果として今回のケースが出ている。ですから、これは400万円ただ投げているお金だね。行政として仕事をしないかわりに、やっているというお金でしかないんですよ。

だから、それをまた引き続きやろうなんていうのは、これは反省の上に立った、いや、反省していないんだと思うんだけど、これはでたらめですよ。400万円は、やっぱりもっと実効的に使えるものとして予算を組み立てる必要があるというふうに私は思うんですが、いかがですか。

○議 長

石原課長。

○産業振興課長（石原正伸君）

ただいまの牧島議員のご質問にお答えいたします。

再生協の中で、そういった関連事務手続も含めまして、どこがやるべきかという部分につきましては、再生協の中で一番、営農、経営、すべて農協さんが多くのことを情報として持たれておりますので、すべて農協さんに委託

をしているというのではなく、そういったデータを持ちながら、再生協の中で資料をつくり込んでいくという意味合いでは、もちろん町の職員もそういった資料、数値も目を通していますし、それが適正につくられているかという部分も含めまして、誤りのないように進めておりますので、そういった認識でかかわっていっているというふうに思っております。

以上です。

○議長

再々質問。

牧島議員。

○7番（牧島良和議員）

それではね、改めて今も続いている、年々のこととして続いている浦臼町再生協議会とピンネ農協の事務委託契約の400万円の根拠は何になるんですか。

それから、私からすれば、町が当然のこととしてやらなきゃならない仕事をもって、再生協議会なる協議会の中に全体としてはこれこれこういう数字でございますと、農協としても、こうやってやってきた結果の実績としてこういうものがありますと。それを協議会が確認し、それは時として方向性やなんかも出すことはあるかもしれないけれども、それは再生協議会がやるべき仕事をもって、全体で、ことしでいうと、29年度でいうと30数万円のお金が、出役した日程やなんかで計算されているんだと思うんだけど、そうしたら400万円はどこにどう使われているのさ。ただそれだけで400万円っていうことになりますか。

これは絶対町がやるべき、当然の仕事としてやらなきゃならないことであって、400万円を支出する必要はない。いかがですか。

○議長

川畑副町長。

○副町長（川畑智昭君）

ただいまのご質問にお答えいたします。

ただいまの町がやるべき、絶対やるべき事業だということでのお話ですけども、規則上は、再生協議会の中で判断して、どこに、直営でやるのか委託としてやるのかというのは判断すればよいということにされておりますので、ご意見としてはお伺いいたしますけれども、再生協の中でベストと思われる方法で今後とも事務の方は進めたいと思っております。

以上です。

○7番（牧島良和議員）

以上で、終わります。

○議長

次に、発言順位4番、折坂美鈴議員。

折坂議員。

○5番（折坂美鈴君）

平成29年第4回定例会におきまして、町長に質問をさせていただきます。

乗合タクシー事業とタクシー料金等利用助成事業の利用拡大を目指して。

本町の少子高齢化の進行による交通弱者の増加から、地域公共交通をうたって、平成25年10月から始められた乗合タクシー事業は、利用実績も着実に伸び、今や町民の足として定着しつつあると考えます。

また、タクシー料金等利用助成事業は、満70歳以上の方、障害者手帳等を所持されている方を対象とし、申請すれば1万2,000円分の助成券が交付されるもので、こちらも多くの町民が通院や買い物などに利用されています。

しかしながら、今後に向けては、より多くの町民に利用していただくための方法や利便性の向上について、次の点を検討してはどうでしょうか。

①乗合タクシーはバス路線を補うものとの考えから、町営バスが運休である土日の運行はありません。町民が土日に外出するとなると、タクシーしかないのは不便であります。バスがないからこそ、土日の乗合タクシーの需要は大きいのではないのでしょうか。

②買い物、通院、通学の手段としての乗合タクシーは、自宅と拠点施設までの乗降しか認められていませんが、利用目的を限定せず、自由に使用いただけるよう、浦臼町内に限っては同一料金でどこでも利用できるようにしてはどうでしょうか。この場合、普通タクシーとのすみ分けから、前日予約と時間の制約は残します。

③①、②を実行した場合、どれだけ利用者と財政負担がふえるか、実証実験期間を設けてはどうでしょうか。

④タクシー料金等利用助成券は、交付される条件として町税を滞納していない人というものがああります。助成券の有効期間は、翌年の3月までで、4月1日からは新しい助成券が交付されるべきだと思いますが、税金の滞納がないかどうか調べる時間が必要なため、実際の交付は6月ごろと聞いています。継続事業なのに、2カ月もの空白期間があるのは理解できません。

また、町税滞納者の中には、滞納分を分納で支払っている人もいます。4月の時点で滞納があつては、後に支払っても救済されないのでしょうか。現在の交付の仕組みの説明を求めます。私は、弱者救済の観点から、この条件は外すべきと考えますが、いかがでしょうか。

⑤タクシー料金等利用助成事業は高齢者及び障害者が住み慣れた浦臼町で引き続き生活できるよう支援していく事業というふうにあります。ここで添付の資料を見ていただきたいと思いますけれども、平成29年度のタクシー等利用助成事業の交付者調べ、これは総務課主幹によって協力いただいたものではありません。対象者と交付者の人数から交付率を割り出しますと、全体では69.24%ですが、これを対象者別に見てみますと、70歳以上の交付率は73.2%に對しまして、障害者全般として見ましても、障害者対象者に対する交付者の割合は31.7%と極端に低くなります。障害者の利用が少ない現状をどう見ますか。

精神障害や知的障害の方々が、地域にとけ込み、地域住民との交流などに幅広くタクシーを利用していただけるよう、障害のある方に対して、申請方法などわかりやすい丁寧な説明が必要ではないかと考えますが、いかがでしょうか。

○議 長

答弁願います。

河本課長。

○総務課長（河本浩昭君）

折坂議員のご質問にお答えをいたします。

まず1点目につきましては、議員ご指摘のとおり、町営バスが土日祝日運休日となっており、一般タクシーのみの運行となっております。

乗合タクシーが前日までの予約が前提であることを考慮しますと、導入自体には大きなハードルがないと考えますので、実施について今後検討したいと考えます。

2点目につきましては、一般タクシーとのすみ分けが難しくなり、乗合タクシーについては、自宅と拠点施設での乗り降りが原則となっており、現在受けている国庫補助の対象とならなくなることから、困難であるというふうに考えます。

3点目の実証実験につきましては、運行業者との調整等が必要ですが、需要の把握に有効であると考えますので、実施に向けて検討したいというふうと考えております。

4点目の助成券の交付につきましては、申請年度の4月1日現在、本町に住所を有し、交付要件に該当される方に申請書をお送りし、本人からの申請があり次第、担当課に滞納の有無の確認を依頼し、滞納がないことを確認後助成券を交付しております。年度当初には多くの方からの申請がございますが、より速やかに交付できるように努めてまいります。

滞納がある方につきましては、滞納している税等の納付後、再度申請していただければ交付要件を満たすこととなりますので、助成券を交付しております。

滞納の条件を外すことにつきましては、納税は国民の義務であり、一定のルールを遵守していただく意味からも考えてはございません。

5点目の障害者の利用状況につきましては、4月に交付要件に該当される方に助成券の申請書と勸奨の文書を送付するとともに、ゆうあいの郷や晩生内ワークセンターなどの福祉施設については、直接出向いて担当の方に事業内容を説明しており、今後も利用促進に向けて取り組んでまいります。

町営バス、乗合タクシーの運行につきましては、今までも見直しを重ねてきており、今後につきましても、町民にとって最適な公共交通となるよう努めていきたいというふうと考えております。

以上でございます。

○議 長

再質問ありますか。

折坂議員。

○5番（折坂美鈴君）

先ほどの柴田議員の質問の中でもありましたけれども、ことしから浦臼町民まちづくり活動応援事業というのが始まりまして、この事業の中で採択された事業で、だれでも食堂というのをやっております。ボランティアの町民の皆さんで運営されているんですけども、この食堂は月に1回、ふれあいの家で開かれまして、町の助成金のほかには、皆さんの寄附によって賄われておりまして、子供は無料、大人も200円という格安でお昼の食事が食べられます。町長、ご存じでしょうか。まだ一度もお見えになっていらっしゃらないので、ご存じなのかなと思って聞いてみたんですけども。

この食堂には、最近近所の子供たちはいっぱい来てくれるんですけども、一般の大人の方も多く利用していただいております。遠方の方は、お友達同士、自家用車に乗り合わせて来てくださっておりますが、前はワークセンターの利用者の方が世話人さんに連れてきていただいて、来てとても喜んで帰ってくださったんですけども、このようによりたくさんの皆さんに気軽にこの食堂に来ていただきたいということで、乗合タクシーを使ってもらいたいという意見がその中でもあったんですが、食堂が土日の開催のため、乗合タクシーは使えないんだということに気づきまして、大変残念に思いました。それでぜひともということで、この質問を思い当たり、検討してみたんですけども。前向きに検討していただけるというお答えをうれしく思っております。

それから、ワークセンターの担当の職員の方にもお聞きしましたけれども、ワークセンターでも平日はバスがあるので困っていないんですけども、土日、タクシーが乗合タクシーとして使えるようになれば、また活動の範囲が広がるという声も聞いておりますので、お伝えしたいと思います。

それでお聞きしたいのは、乗合タクシーの意義といいますか、お答えの中で、自宅と拠点施設での乗り降りが原則となっている。これは国庫補助の対象とならないので、ここは外せないというお答えがあったんですけども、時間的な制約として、最初のお話では、町営バスとの接続、乗合タクシーの時間帯ですね。町営バスと接続される時間でないと乗合タクシーは出ないというような、私、認識なんですけれども、今もそのようになっているのか。町営バスとの接続という条件が、この国庫補助の対象となる条件というふうに決められているのかどうか。もし、それが違えば、そうはならないということであれば、もう少し時間の自由な使い方もできるのかなと考えましたので、その点をお聞きしたいと思います。

それから、財政面で言いますと、27年度の乗合タクシーの運行事業補助金及び負担金なんですけど、136万7,900円という数字が載ってました。28年度でした。28年度の事務報告書でそういう金額。27年度も余り変わらない金額だったんですけども、29年度になりますと、今年度の

補正予算で上がってくる数字で165万円という数字が出てきておりますので、皆さん、利用が顕著になってきたかなというふうに、幅広く利用されているなというふうに思ったんですけれども、この金額の中の幾ら分が国庫補助で賄われているのか、それがわかれば、教えていただきたいと思います。というのも、乗合タクシーを地域公共交通の一つというふうに位置づけた検討が、必要ではないかなと思います。その点が、乗合タクシーの方の質問です。

それから、タクシー料金の利用助成事業の件なんですけれども、この事業も、27年では187万2,600円だったのが、28年では408万7,500円というふうに、とても皆さん上手にお使いになっていて、利用が広がっているのかなというふうに考えられるんですけれども、継続事業であるということで、一回申請をすれば、次の年は申請は要らないんですけれども、交付は6月になっているというところなんですけど、これも私わからないことは、柴田議員ではありませんが、先進地に聞けということで、雨竜町の総務の方に電話をして聞きました。どのようにやっていらっしゃるんですかというふうに聞きましたけれども、新しく入れた職員なので余り詳しくはわからないがというところでの答えだったんですけれども、雨竜町は毎年申請ということでありましたけれども、前々から申請者というのは予想できますよね。浦臼町の場合も、対象者というのがちゃんと出てくるわけですから、どなたが申請されるかというのは大体わかっておりますよね。申請されない方もいるかもしれませんが、予想できますので、税の滞納者のチェックというのは、もちろんもう4月以前からちゃんとリストアップをされていて、その中で変更を、滞納がふえているとかそういう方のチェックをすればいいだけであるので、4月1日からの交付はできると、やっているということでありました。なので、浦臼町でもやり方を前々からそういうやり方でやっていけば、6月になることはないと思うんですけれども、4月1日からの交付ができるかできないか、この点についてお答えをいただきたいと思います。

それと、弱者救済というところで私の考えを述べました。町長の答弁では、納税は国民の義務であるということで、この条件を、滞納の条件を外すことはできないというお答えでした。私の考えも、税の公平負担というのは大原則でありますから、それは一定の理解をしますし、支持もします。けれども、ちょっと違った考え方というか、その税金のチェックですね。これが必要かどうかなんですけれども、高齢者世帯は非課税の方が多いと思われまます。滞納者というのは、同居の家族というふうに考えれば、高齢者本人の責任の及ぶところではないというふうに考えられないか。そこまで厳密なチェックが必要かどうかという議論になると思います。その点ではどうでしょうか。

それから、納税すれば申請は可能ですよという救済措置はとられるということなんですけれども、その旨をきちんと本人に伝えるということを丁寧にしてはどうかというふうに思います。税務の方から、この人納税しましたよという連絡はきっとないでしょうから、最初の時点できちんと税金が払われ

れば救済措置は、その時点で申請をすればあたるよということをきちんと本人に伝えてはどうかと思います。

それから、ワークセンターの職員の方にお聞きしたところ、総務課から説明に来てくれたというふうには聞いておりますけれども、ことは来ていなかったんじゃないかとその方はおっしゃっていましたが、先ほども申し上げたように、土日の利用があればぜひ使いたいという意見も聞いていますし、もしかしたら普通のタクシー料金にも使えることを知らないのかもしれないので、きちんと何かのときには絶対役に立つものですから、申請をしておいてくださいという説明は丁寧にやっていただきたいと思いますが、いかがでしょうか。

○議 長

河本課長。

○総務課長（河本浩昭君）

ただいまの折坂議員のご質問にお答えをいたします。

まず、国庫補助の要件ということなんですけれども、この事業につきましては、地域内フィーダー系統確保助成事業ということで、基本的に幹線につながるという意味合いで補助金をもらっております。町内でもらっているのが、町営バスを運行している町がもらっております。それから、乗合タクシーを運行している株式会社ビジコーが、それぞれ国庫補助をもらっております。

ですから、その行き先がどこでもいいよということであれば、この事業の対象とならなくなる可能性がかなり大きいかなというふうに考えます。

あと、町営バスが土日運行していないということなんですけれども、それにつきましては、町営バスの土日運行についても、今後検討していかなければいけないのかなと思いますけれども、例えばフィーダー系統、幹線につながるという意味では、土日、今のところJRは走っておりますし、あと滝川浦臼線に中央バスが走っているので、そこにつながるという意味合いからすると、金銭的な部分、いろいろ検討しなければいけない部分も業者との打ち合わせ等々ありますけれども、そこら辺は不可能ではありません。

ただ、今現在、ビジコーさんがもらっている補助金、それから町がもらっている補助金のトータルが、市町村の規模による上限枠にもう達していますので、これ以上補助金がふえないんですね。だから、ある意味町営バスとビジコーさんの乗合タクシーでの補助金の取り合いみたいな形にしかありませんので、これからもし運行をふやすとすれば、それは町の単費になるのかなと、あるいはビジコーさんの負担になるのかなと。ビジコーさんにつきましては、町から不足する部分を助成もしていますということではあります。

あと、乗合タクシーに国庫補助が幾ら入っているかということなんですけれども、事務報告に載せている国庫補助につきましては、町営バスに対する補助金です。事務報告には載っていませんで、ビジコーさんにはおおよそ200万円ちょっとの年間補助金が入っているというふうに承知をしております。

それから、滞納の件ですけれども、基本的にうちの税等の納期が12月でほとんどのものが終わるかと思うんですけれども、結局その時点で、4月1日時点でもう既に納付されている状態であれば、そんな6月にはならず、多少の時間はかかったとしても速やかに交付はできているというふうに考えております。

もし、事前に申請をしてもらって、4月1日に交付ということになりますと、ちょっと要綱等をもう一度精査して変更しなければいけない可能性もありますので、その辺はちょっと再度点検をして、より利用者にとって便利になるような方法をちょっと検討させていただきたいと思います。

それから、あとワークセンターとの関係でありますけれども、今、議員からご指摘ありましたような点も含めて、再度いろいろな部分についてご説明をしたいと思います。それをワークセンターに毎年説明するんじゃなくて、毎年こういう制度でやっている。そこら辺も気をつけていただいて申請を勧奨していただけるような、そのようなお話を施設の方とさせていただきたいと思います。

結局障害者の方の利用が少ないのは、通院だとかに行かれる場合も、恐らく施設の指導員が車に乗せて多分一緒に通院されたりしていると思うんですよね。そういった意味で、送迎を施設でしているという意味で利用が少ないのかなというふうには思っております。

以上でございます。

○議 長

再々質問ありますか。

折坂議員。

○5番（折坂美鈴君）

私が前回、29年の3月の定例会の一般質問で、町営バスの是非ということについて議論をさせていただいたんですが、私の考えとしては、やはり乗合タクシーの充実、これがあれば町内はそれで十分ではないかなという考えであります。

それで、今のJRとか町営バスとかの接続というのが条件にあるということだったので、そこは乗合タクシーを全部町費で賄う、その地域フィーダー系から全部外す、そういう選択もあるのかなというふうに考えました。金額的にもそんなに大きな金額ではないですし、もう町内は町の単費で皆さんにどこでも移動ができるような便利な形をつくる、そういう先進的な取り組みも、ぜひ浦臼町でやってほしいなというふうに思います。ほかの町が視察に来てくださるような、私はタクシーの充実をぜひお願いしたいというふうに考えています。

それと別に、今、牧島議員からも質問があったJRの問題がありますので、例えば町民が町外に出る、それから、町外の方が町内に来てくださるという、そういう部分では、公共交通というところでの国庫補助をいただきながら、町営バスなのかワゴン車なのか、小さくすれば経費も少なく済むんじゃない

かと思うんですけれども、そういうところでのバスは残しておかなければいけないかなと思います。

例えば浦臼奈井江間、それから晩生内美唄間、それから通院、買い物用に浦臼から砂川間、その基幹的なものをバスというのは小さくして残す。それもJRの廃止になった場合のことを考えてとは言えませんが、JR赤字路線の今後について、地域公共交通をどう再構築するかというのは、それぞれの自治体単位で考えなければいけないものなので、地域公共交通会議ですか、そういうものを全体を見た場合の公共交通をどのように構築していくかという話し合いを、JRの議論と並行して行わなければならないと考えますが、そのおつもりがあるのかどうかを伺いたいと思います。

それから、タクシー利用助成券の4月1日から交付ということについて、もう一回要綱を見直すというような前向きな答弁もありましたとおりで、やはり継続事業ですから、そこに空白があるのはとても解せませんので、きちんとその辺をチェックしていただいて、4月1日からの交付ということにしたいと思えますし、それが間に合わないのであれば、高齢者、障害者一律配布という形をとるか、どちらかだと思います。必ず4月1日からの執行が望ましいというふうに考えますが、いかがでしょうか。

○議 長

齊藤町長。

○町長（齊藤純雄君）

すべてを町の単費でという、金額も含めてですけれども、それは検討には値するというふうには思っております。

ただ一点、問題は乗合タクシーと一般のタクシーの会社が、今は同じですけれども、やはり競合すると、どちらかがどちらかの営業事業を圧迫するということは、これは必ず生まれてくるわけでありまして、例えば一般のタクシーをやっているビジコーさんが、そういうことであれば、なかなか一般のタクシーがこの地域で土日できないとか、また違った問題といたしますか、課題も出てくることもありますので、そこは慎重に検討はしてみたいというふうに思います。

それから、JR問題に絡めてですけれども、今後の協議については、今言われたようなことも含めて、十分町民のためになる公共交通ということでは、相手とも協議をしたいというふうに思います。

以上です。

○5番（折坂美鈴君）

タクシーの券の4月1日からの交付についてはどうですか。

○町長（齊藤純雄君）

それは全然可能だと思います。1カ月も2カ月も飛ばしているという自体がおかしな話なので。できるだけ早く多くの方に利用してもらおうということで、担当とも協議してそのようにしたいと思います。

以上です。

○ 5 番（折坂美鈴君）

終わります。

○ 議 長

ここで暫時休憩といたします。

再開時間は 2 時 3 5 分です。

休憩 午後 2 時 2 5 分

再開 午後 2 時 3 1 分

○ 議 長

予定時間前でありますけれども、全員そろっておりますので会議を再開いたします。

一般質問、発言順位 5 番、中川清美議員。

中川議員。

○ 2 番（中川清美君）

平成 2 9 年第 4 回定例会におきまして、議長の指名をいただきまして、町長の方へ 2 点質問させていただきます。

本年は、年明けより統計上まれに見る少雪で始まりしました。その後順調に経過するも、6 月には異常な低温になり、そして、7 月の前半には 3 0 度を超える日が続くという気象となって経過しております。

また、台風においては、昨年と違いまして大きな被害もなく過ぎておりましたが、1 1 月には中旬に大雪が降り、それ以降根雪となり、今月に至って記録的な大雪で推移をしているところでもあります。ことしの雪の降り方においては、いかなる災害が起きるか心配されるところでもあります。

さて、そのような中、平成 2 8 年第 3 回定例会におきまして、防災倉庫の必要性を要望いたしましたところ、早急な対策を打っていただきまして、本年 1 0 月に完成され、その迅速な対応に、町に対しては敬意を表したいと思います。ありがとうございます。

本来、倉庫の機能が発揮されないことが望ましいことなのですが、なかなかそうは行かないと考えるところでもあります。今後さまざまな災害が想定されると思います。昨日でしたか、北広島市と恵庭市においても、この雨と暖気の影響で融雪水が道路にたくさんあふれておりまして、大変大きな被害も出ているようでありました。

当町においても、昨年の 3 月に浦臼市街において融雪水による水害も発生しているところでもあります。そのときには、土のうによる作業がなされていたところではありますが、本年の降雪を見てみますと、これも昨日のテレビ報道でもありましたが、ペルー沖の海水温度が低くなるというラニーニャ現象があらわれまして、このラニーニャ現象があらわれると、冬型の気圧配置が強まると、そういうような予想がされるところでもあります。本町にも、そのような影響が起きてきているというふうに危惧しているところでもありま

す。

それらの点も踏まえまして、第1点として、防災倉庫の完成を機に、今後その機能を的確に発揮できるような訓練の実施が望まれると考えているところでもあります。私も消防団に30年在籍をしておりましたが、土のう積みにおいては、幾つかの方法もありまして、それらの方法などを取り入れた訓練も必要と考えますが、町の考えを聞かせていただきたいと思っております。

また、いかなるときにおいても、迅速かつ安全に対処できなければならず、それには日ごろの点検、管理作業が要求されることと考えるが、総務課の業務においても多忙と思われれます。また、これについても専門的な技術も必要ですし、専門業者への点検管理作業を委託してはどうか、町の考えを聞きたいと思います。

第2点目といたしまして、各町内のごみステーションにおけるカラスによるごみの飛散状況を見たとき、現状においては、黄色のネットが有効とのことから、町では緑のネットから黄色へ変えたわけなんですけど、カラスはすぐに慣れてしまいまして、ネットをよけて中のごみを引っ張り出して、散らかし放題散らかしているというような現状であります。

生ごみにおいては、現状のかごで十分な対応ができていますのかと思いますが、資源ごみだとか燃やせるごみなどかさばるごみについては、飛散していることがそこら辺で見られるわけで、非常にこのような飛散の状況を見ても、とても心が痛む状況であります。しっかりと町の方で対応できるか、大きなかごの設置を望むところであります。

以上、2点質問とさせていただきます。

○議 長

答弁願います。

河本課長。

○総務課長（河本浩昭君）

中川議員のご質問にお答えをいたします。

近年、頻繁に発生する大雨による災害などに的確に対応するため、発電機等を1カ所に格納し、それらの搬出を迅速に行えるよう、本年度、防災倉庫の建設を行い、10月に完成したところでございます。

1点目の土のう積み訓練につきましては、町民の生命、財産を守る観点から、防災活動に従事される方の資質向上は大変重要でありますので、いつ災害が発生しても迅速かつ的確に対応できるよう、消防支署及び消防団と実施に向けて協議をしてまいります。

2点目の点検業務につきましても、本年9月の反省点を踏まえまして、来年度からは専門業者に点検を委託し、災害出動の際には、発電機と水中ポンプの稼働に支障がないように対応してまいります。

以上でございます。

○議 長

大平課長。

○くらし応援課長（大平雅仁君）

2点目の各町内のごみステーションへ大型ごみかごの設置を望むとのご質問にお答えいたします。

現在、町内には110カ所にごみステーションを設置し、カラスネットと使い分けしながら対応しておりますが、ごみの分別等が適切に処理されていないところなどでは、ごみが散乱していることは承知しており、巡回等を通じて、その都度地域の方に注意を促しているところです。

また、ネットに入り切らない状況であれば、追加でさらにネットを配布するなどの対応をしておりますが、冬期間は除雪作業の妨げになるため、設置箇所周辺の方々がきちんと維持管理していただける場合を除き、降雪シーズンになりますとかごを撤去しているところです。

町としては、これらのことを考慮し、現在のところかごの大型化は考えておりません。

以上です。

○議 長

中川議員、1件目について再質問ありますか。

中川議員。

○2番（中川清美君）

しっかりと今後においては訓練もやっていただけるというような答弁でございました。

その中で、一つ心配なところもありまして、昨年完成したときに、施設を見させていただいたわけなんですけど、土のうの数でもありますけど、コンテナに3基分が用意されておりましたが、その3基の分が多いのか少ないのか。そういうような数の規定はないわけなんですけど、あのコンテナは2トンでしたか、1基。それで土のうの数にすると、そう数は入らないのかなというふうに考えているところでありまして、しっかりともっと土のうの在庫数も、置ければ置いた方がいいのではないかとというふうに考えているところでもあります。

また、昨年3月に水害の被害があったわけなんですけど、ことしの大雪状況を見ても、またきのうのような急な暖気と雨による被害というのが、昨年のも踏まえれば、しっかりと起こり得る災害というふうなことで認識はできるのではないかとというふうに考えているわけでありまして、当然雪のある時期の災害の対処ということでもありますけど、先日、私もちょっと防災倉庫の方を見てきたわけなんですけど、倉庫は建ったわけなんですけど、シャッターの前の除雪はされていないと。こういうような状況で、もし災害が起きたというときに、しっかりとすぐ初動態勢で動けるのか、そこら辺がちょっと心配されるところでありまして、この点について、しっかりと降雪時いかなるときもすぐ業者が出入りできるぐらいの除雪体制も整えていかなければならないというふうに見てきたところでもあります。しっかりとそこら辺、建てる時には敷地のことで、除雪センターの方ともいろいろ議論も交わしたところ

であります、そこはしっかりと話を進めていただき、いかなる場合でお迅速な対応をとれるような対応をとっていただきたいというのと。

それと、3点目としまして、今後來年度からは専門業者に点検を委託するというのであります。しっかりとその辺、技術的なものもありますし、またいろいろ要求される技術もございますので、ぜひそれはしっかりと実施をしていただきたいというふうに思います。

私も黄白内川の樋門の管理をやっているわけでございますけれども、月に2度、点検表を送るわけなんです、それにはしっかりとしたマニュアルの項目が書いてありまして、良か×か△かとか、そういういろんな項目について、すべてそれに記載をして、そして、それを送り返すというような点検の内容であります。そうしないと、やはりしたのかしていないのか、そういう記録が残るようなものをつくらなければ、ただやったでは絵に描いたもちにもなりかねませんので、しっかりとそこは点検項目を表示したマニュアル表を作成してやっていただきたいというふうに考えているところであります。

以上、土のうの在庫数が適正なのか、それと冬期間に対する除雪は今後どうするのか、またしっかりとした工程表をつくってやっていただけるのか、3点について再質問させていただきます。

○議 長

河本課長。

○総務課長（河本浩昭君）

ただいまのご質問にお答えをします。

まず、土のうの件なんですけれども、現在防災倉庫にあります土のうは、過去にここ一、二年の間に一回使用したものを乾かしてあそこに今保管してある状況なんですけれども、土のうの袋自体は、まだ大量に在庫がありますので、今後どれくらいの数を事前に用意しておいたらいいのか、あるいは防災倉庫の置くスペースもありますので、それはちょっと検討させていただきたいと思います。

それから、シャッター前の除雪につきましても、あまり冬の時期というのは想定していなかったもので、まず考えられるのは停電に対する対策というのでも考えられますけれども、その辺はちょっと検討をさせていただきたいと思います。

それから、発電機等の点検のマニュアルにつきましては、これにつきましては、委託契約を結ぶことになるかと思っておりますので、その点検表として提出いただくものの項目整理をしたいと考えております。

以上でございます。

○議 長

再々質問ありますか。

○2番（中川清美君）

ありません。

○議 長

そうしたら、2件目について再質問ありますか。

中川議員。

○2番（中川清美君）

今、2点については検討していただけるということでもありますので、しっかりとやっていただける検討だというふうに理解をさせていただきました。

2点目について、ごみについてであります。どうも町民の方もごみの散乱状況を見ていると、見ているだけで心を痛めている人がほとんどではないかなど。かといって、じゃ、率先的に私がごみを何とか片づけましょうという方も、なかなかおられないというふうに思われます。

また、役場職員の方も、通勤する途中必ず目にはしているのではないかなどというふうに思っているわけで、そこでやればいいいわけなんです。勤務の出勤時間もあまして、なかなかできなくてつらい思いをして出勤しているのではないかなどというふうに察するところでもあるわけなのであまして、これはやっぱりこれで見過ごすわけにはなかなかいかない問題だというふうに私はとらえておりますし、町内会の方も、近くの住民は率先して片づけておられるのも、私も目にしているところでもあります。

生ごみについては、本当にかごの中で十分納まっているのが現状でありまして、そこは問題ないんですが、やはり資源ごみだとか燃やせるごみ、それについては、どうしてもにおいもついたりするものがあれば、カラスはそこに敏感になって、やはり散らかし放題なんです。答弁の中にも、ネットを多く配ってかけるというふうに答弁があるわけなんです。カラスなんて全然もうへっちゃらで、ネットの中に頭を突っ込んでごみを引っ張り出したり、ネットをよけてごみを引っ張り出すと、そういうような状況も、間違いなく私も見ているところでもあります。

それで、それじゃ、もう何ぼやってもカラスには勝てないわけで、よその町内会においては、単独でカラスの対策のごみかごを設置しているところもあります。そういうようなところについても、しっかりとそこはカラスの被害は全く出ているところではありません。やはりそういうようなしっかりとしたかごの設置が一番効果もありますし、また、そのごみステーションの近隣住民の方においても、苦勞をかけることなく済むのではないかなど。これは本当にごみに対する町の考えが、しっかりとそこにあらわれてくるのではないかなどというふうに思っているところでもあります。

そういった点も考えて、新たなかごを、これは絶対必要なものだというふうに思っているところでもあります。そういった考えで、しっかりと設置できないか。答弁書を見てみますと、生ごみのかごは降雪シーズンは撤去しているところだということでもあります。これはしっかりと今後町内会と町で話を進めていただいて、設置できるところは設置していただきたいというふうに考えているところでもあります。それでしっかりとできないかということと一点と。

もう一点は、よその町内会で、先ほど言いましたが、自前で大きなかごも

設置して対処しているところでもあります。そこは、見てもただでできるものではないんです。やはり経費はかかっていることは間違いありません。そういったところに対する費用弁償等も考えられないのか。もしそれが発生するのならば、その町内会に費用弁償を払ってあげる、それぐらいの対応だとか、それが一点ね。

それと、また今後よその町内会で、うちのごみステーションにそういうかごが置けるのであればぜひ置いていただきたいという要望があれば、単独でその町内会に設置することは可能なのか。その町内会からの要望が出れば、管理もしていただけるならつくって置いてあげますよというような対処ができないのか。

それと、3点目として、今回民間アパートが建てられているところですが、そのアパートのところにはかごの設置はどういう状況になるのか、聞かせていただきたいと思います。

以上3点。

○議 長

斉藤町長。

○町長（斉藤純雄君）

多分、今、議員がおっしゃったことは、本当に切実な住民の方の悩みなんだろうなというふうに思います。

この質問が来たときに、担当と話をしたときに、やっぱり冬期間どうしても除雪の妨げになるということで、その作業を、その設置しているところが協力してやってくれるのであればみたいな話はしたことがありますので、今週の14日に町内会長会議がありますので、そこにもちょっと投げかけて、現状把握をしながら、またお互いの協力、そういうことが可能なのかどうか含めて話をしていきたいというふうに思います。

また、特別自分たちでやるからということであれば、町としても町内会長への支援は今後検討しながら、実現可能かなというふうには今のところ思っているところでもあります。

民間アパートのごみについては、ちょっと担当でわかる人がいれば。

○議 長

河本課長。

○総務課長（河本浩昭君）

民間アパートのごみ集積場ということですが、今、民間アパートを建てている方につきましては、特にごみの集積場なりかごなりというのを予定しているという話は聞いておりませんので、恐らくあそこの近くのごみ集積場にごみを捨てていただくことになるかというふうに考えております。

○議 長

あと、自前で大きなごみのかごを設置しているところへの助成という質問もありますけれども。

○2番（中川清美君）

ひっくるめて可能だということ。

○議長

いいのかな、そうしたら。検討するでいいですか。

○町長（斉藤純雄君）

可能です。

○議長

再々質問は。

中川議員。

○2番（中川清美君）

かごを設置するにおいては、現在のごみステーションのところの場所で除雪の邪魔にならないかということなんですが、私が考えるには、生ごみのかごはあるわけで、その横に燃やせるごみ、資源ごみが山になっているわけで、そのスペースにかごを置くのであるから、除雪の邪魔にもならないだろうと思いますし、既存の置いてあるところに、ただそこにかごが置かれるだけで、除雪の邪魔にもならないというふうに理解できるわけで。

あとは、結局散らかったごみはだれが片づけるかといったら、地域住民が片づけるか、ごみの回収業者が手で集めて片づけるか、そこまでやっていたでいるのが現状であって、果たしてそこでいつまでそこに甘えていつまでやるのか、しっかりとそこら辺は、ある程度の線引きはしてあげるのが町行政の仕事でないかなというふうに思っております。

以上、これは私の意見として申し上げまして、今後しっかりとした対応を今後ずっと要求していきたいというふうに思っております。

とりあえずは、少しは前に進んだ答弁もいただいて、そういう理解をさせていただきます。ありがとうございました。終わります。

○議長

一般質問、発言順位6番、静川広巳議員。

静川議員。

○6番（静川広巳君）

それでは、議長のお許しをいただきましたので、第4回の定例会におきまして質問させていただきます。

まず、町長に1点目ですが、国民健康保険事業の広域化についてでございます。さきに牧島議員からも質問がありましたけれども、ちょっと重複しますけれども質問させていただきたいと思っております。

国は、国が抱える国保の財政的な構造問題を解決するため、財政運営の責任を都道府県に持たせることにし、国保事業の広域化への移管を進める。北海道では平成30年4月スタートとしているところではありますが、現在の進捗状況について、納付金額、標準保険料率はどうなっているのか。

また、1市5町で行っている空知中部広域連合は、この体制は維持としているが、維持する体制の協議はどのようになっているのかをお聞きしたいと思っております。

私も、ちょうど1年ぐらい前に同じ質問を実はして、まだ入っていないという話なので、ぜひお伺いしたいというふうに思っております。

それから、もう一点目は、教育長に質問させていただきます。外国語指導助手、ALTと言われるものですが、その今後の体制についてであります。

今年度で民間事業に業務委託しています外国語指導助手の契約が切れますが、次年度に向かって、浦臼町としてグローバル社会に対応していくための人材育成は継続していくと思いますが、今年度のALT体制の検証はどうであったか。

また、次期の雇用体制について、町独自の年雇用と記憶していますが、雇用方法、雇用形態はどのようになるのかお伺いをいたしたいと思っております。

以上でございます。

○議 長

答弁願います。

大平課長。

○くらし応援課長（大平雅仁君）

1点目の国民健康保険事業の広域化についてお答えいたします。

まず納付金額等を含めた現在の進捗状況でございますが、道から各市町村の新年度予算計上参考資料として、確定額ではないものの金額が示されております。当町は納付額1億1,012万5,000円の提示ですが、これには空知中部広域連合に納める事務経費等が含まれておりません。また、標準保険料率につきましても、道の試算は3方式によるものであり、当町は4方式による積算を考えているところから、道の率を使用する考えはありません。

なお、正式には2月上旬までに確定数値が道より示され、それをもとに空知中部広域連合から新年度の分賦金額の通知が来る予定で、その後賦課の税率等を検討することになります。

次に、空知中部広域連合を維持する体制に係る協議についてですが、維持することにつきましては、先ほどの牧島議員への答弁のとおりでございます。

また、今後の体制につきましては、平成30年度は今の体制のままでいくこととなりますが、その後につきましては、30年度から始まります事業の事務量を考慮した中で、人員等を含めた体制を検討することになる予定でございます。

以上です。

○議 長

浅岡教育長。

○教育長（浅岡哲男君）

2番目の静川議員の外国語指導助手の今後の体制についてのご質問にお答えいたします。

現在の外国語指導助手の体制につきましては、本町の子供たちにネイティブスピーカーとして生の英語やグローバル化社会に対応するため異文化に接する機会をふやす目的で事業を実施しており、現状は、小・中それぞれ週1

日及びみどり幼稚園には年3日程度、滝川市の民間業者に委託し実施しております。

外国語指導助手については、指導助手本人が授業を実施することはできず、あくまでも教員の補助として授業に入り、日常生活の会話のやりとりや外国の生活習慣について学ぶなど、外国語指導助手招致事業として実施しているため、特段の検証はいたしておりません。

今後の体制につきましては、4月に開催されました総務常任委員会所管事務調査において、新学習指導要領に対応するため、ALTの常設に向けて1年でも早い対応が必要であり、さまざまな角度から検討することとして報告し、教育委員会においても協議を重ねてまいりました。

協議の結果ではございますが、先に開催されました教育委員会において、幼児期から外国語に慣れ親しむ環境づくりや、学習指導要領の改訂に伴う小学校中学年の外国語活動及び高学年の外国語科に対応するため、平成30年度から通年配置を推進するという決定をいたしました。

雇用方法、雇用形態等については、予算も伴うことから詳細な決定には至っておりませんが、教育委員会の総意といたしましては、ALTの質等をかんがみますと、民間による通年雇用が望ましいとの認識をしており、町部局と協議を進めていくところです。

以上です。

○議 長

静川議員、1件目について再質問ありますか。

静川議員。

○6番（静川広巳君）

国保について、先ほどの牧島議員が質問された部分で大体大まかなものはわかりましたが、若干私どもまだ理解がされないところがありますのでお聞きしたいと思います。

まず一つ目は、試算の方式なんですけど、全道179市町村でそれぞれがもう恐らく出ているんですけども、試算の方式で3方式、4方式ということで、浦臼町は4方式を行うということですが、方式というのは、所得割、資産割、均等割、平等割でしたか、この4方式ですね。3方式ということは、多分資産割が抜ける方式だというふうに思いますけれども、そういった部分で、従来もうちは4方式をとっているわけですが、あえてここで、道は3方式だけでも町は4方式だという部分の選択をした場合に、この4方式をあえてとったという部分の考え方についてお聞きしたいと思います。

それともう一点は、空知中部広域連合が実はうちの町はあるわけですが、今度道に移管されたことによって、ほかの市町村は、そういった事務組合を持っていないところは、直接道とのやりとりをするのが主になっていますよね。結局その中で、恐らく浦臼町の標準財政システムを当然入れて、そこで対応できるというふうに私は認識していたんですが、あえて中部広域連合を介してやるという部分で、先ほど言いました納付額の1億1,000万円と

いう中には、空知中部広域連合の事務経費は含まれていないと。ここの部分を、もし町が道と直接やる場合であれば、もしかすると納付額で済むのかなと、要は。ここの部分で、中部広域連合が入ることによって、ここで運営される事務経費がさらに膨らむという予想にどうしても至ってしまうんですけども、ここの部分を、今、中部広域連合、どうしてもここを仲介してやらなければならないという部分、それをやることによるメリットは何なのか。そこをちょっとお聞きしたいとまず思います。

以上です。

○議 長

答弁願います。

中田主幹。

○くらし応援課主幹（中田帯刀君）

静川議員の質問にお答えいたします。

まず1点目ですが、4方式にした理由ですが、現在も4方式なのですが、こちらの方は資産割の方を除くと、どうしても平等割と均等割の負担がふえまして、そうなりますと、低所得者の方の負担がどうしても増してしまうと、そういうことになりますので4方式を採用しております。

2点目につきましては、一番大きな理由は、レセプト点検の関係で、どうしても広域化してから何年もたちまして、町の方にノウハウがないということと、それを担える職員がいないということで、1市5町それぞれの町の判断の中で、連合を継続してほしいという要望が多かったのが一番の理由となっております。

以上です。

○議 長

再々質問ありますか。

静川議員。

○6番（静川広巳君）

それでは、まず方式なんですけど、3方式だと低所得者の負担が増すという話になってしまうんですけども、じゃ、なぜ道は3方式なのかという話になってしまうんですけども。その辺、道はなぜ3方式なのか。結局、今言われたように、もし3方式だと北海道全体の例えば低所得者の負担が増すよという話になってしまうのと同じ、イコールになってしまえば、その辺、道がそういう判断をしたということが、どうかなという気がするんですけども。

その辺と、北海道、例えば179市町村、例えば3方式、4方式とっている市町村がどんな割合なのか。もしわかれば、お願いをしたいと思います。

それから、空知中部広域連合の話ですが、レセプト点検、これだけでしょかね。今までのレセプトに関する点検は、全く各市町村はやっていないという話で、それぞれ医療費の中の薬なり医者 of いろんな明細のあれが出てくるんですけども、そういった部分の点検は全くやっていない。それは、今

後例えばそれが各市等単独で道とやった場合に、その点検が、じゃ、ほかのところはそれはできるという判断であれば、そこら辺が、例えばレセプト点検だけであれば、その辺対応がどうとらえていいのか、ちょっと私理解に苦しむんですけれども。標準システムが入っていないながら、そういった部分が難しいのかどうかお聞きしたいと思います。

以上です。

○議 長

中田主幹。

○くらし応援課主幹（中田帯刀君）

3方式を道が採用している理由ですが、大きな国保の流れとしまして、資産割と所得割で重複しているんじゃないかという部分で、国の方の流れとして3方式の採用がふえているというのが現状であります。道全体とか、大きな札幌市とか、そういう部分であれば、3方式でも問題ないんですが、うちの町ぐらい小さい保険者になりますと、どうしても低所得者の方からある程度徴収しないと、保険で集める必要な額を集められないという計算になってしまいます。

そちらにつきましては、国保の審議委員さんの方に意見を求めながら、今後決定していく流れになるんですが、一応今までの流れとしては、そういうことになっています。

二つ目のレセプト点検の部分以外も、今、うちの町から空知中部広域連合に、職員の方の国保の割り当てはないんですよ。それが国保の事務が返ってくるとなりまして、職員は返ってこない。その中で、職員がふえないのに事務がふえる。その中で、レセプト点検もそうですし、いろんなノウハウが失われている中で、町に戻されてそれができるのかという議論になりました、難しいというお答えを浦臼町ではさせてもらっています。

3方式・4方式の全道の割合については、すみません、数字の方はわかりません。

以上です。

○議 長

続いて、2件目についての再質問ありますか。

静川議員。

○6番（静川広巳君）

A L Tの質問ですけれども、いろいろな文献をちょっと見てみますと、A L Tという外国語指導助手の部分が始まったのが、何か見てみますと昭和62年からこういうA L Tという制度みたいのがもう既に世界で始まっていて普及してきていると。日本では、本当にここ10年ぐらいですかね、耳にするようになって、全国いろんな部分でA L Tというものの必要性なり、外国語というものの必要性が出てきたと。

既に10年近い年月がたっているわけですけれども、そういったいろんな経験を生かしながら、A L Tに対するいろんな課題なり問題なりが出てきて

いるわけですから、その中で、最終的にALTを雇用としてする場合、一番どういう方針、方法がいいのかという部分が、もう大体各市町村が見えてきている部分もあるんじゃないかという、実は気がしております。

この問題も、もう既に今までの派遣を今後年間雇用という形にしていくというのも、恐らくそういう形だろうと思います。

ただ、今回浦臼町は、今まで業務提携しているところと、ことしでたしか切れるはずで、これは年間雇用じゃないと思いますから、委託ですけれども、今後年間雇用として、1人のALTの指導助手を年間雇用の中でどういうふうに使っていくか。今までは、週に1日とかという部分ですが、今度は年間雇用になると、どういうふうに使っていくかというのが大きな問題になる。そうなったときに、どういう人材を選ぶか。そういう部分では、恐らく今後まだ、今回の答弁を見ても、まだ決まっていないうような見方なんですけど、もう既に来年の4月からスタートとなると、本来ですとある程度決まっていないうと言ったらおかしいんですけども、ある程度もう、どういう形にせよ、業者委託にしても、JETですかね、そういった関係にしても、ある程度もう方向が見えていないと、急に来年になってから、2月、3月という話に果たしてなるのかどうかというのが不思議だというのが一つあるので、その辺、どういう流れを持ちたいのかお聞きしたい。

それから、今回、特にここでも調べてみますと、年々いろんな自治体が業者との契約がだんだん多くなってきてきた。そういった部分で、いろんな年雇用の形態も多くなってきていると。その中で、どういう採用の仕方があるかという部分で、中には随意契約をしたりとか、入札だとかという部分があるんですけども、ここでもやはりもう既にいろんな問題が起きているという部分がありまして、なかなかそこでの雇われる部分でのしわ寄せというんですかね、そういった部分が既に見えている部分がありますので。

例えば、入札だと安いところに行ってしまうとか。そうなったら、そのALTの職員も安い給料でやらなくちゃいけないみたいにしわ寄せが寄って大変だという、過去にそういった例も出ているという話も受けていますし、いろんな部分のケースも考えながら、その辺、今後における契約というか、方針としてはいつごろをめどにやりたいのかをお聞きしたいと思います。

以上です。

○議 長

浅岡教育長。

○教育長（浅岡哲男君）

教育委員会では、年間雇用の意思決定はしております。

雇用の判断の時期なんですけれども、総務常任委員会の所管事務調査のときにも、完全実施は32年から完全実施されます。そういったことから、1年でも早い時期に通年雇用にしたいということで、30年から実施であれば、9月ぐらいに判断したい、31年であれば1年遅れ、その時期ということも言っていたんですけども、ことしは若干資料をそろえるのに時間がかかり

まして、12月の決定となり、ちょっと期間は短いんですけども、来年に向けての予算交渉を町部局とやっていきたいと考えております。

そして、雇用の人材をどういうふうに使っていくのかというお話なんですけれども、今、現在、中学校におきましては、年間英語を学年で140時間かかっております。年間35週あるものですから、週に4日間英語授業が必要になってきます。それで、実際は3学年あるので、1日3時間見れば、一番少なくとも4日間で必要になります。

小学校につきましては、完全実施になりましたら、5・6年生は70時間、そして3・4年生は35時間になるものですから、おおむね時数を合わせたとしたら2日間必要になると考えております。そうすると、週5日なものですから、必要日数は6日ということになるんですけども、そういうふうに物理的には無理なので、その部分は学校単位じゃなくて小中合わせた時数を組んで、ALTが移動しながらやると。

そして、認定こども園になるんですけども、そういう時間も割くとすれば、そういう時間の中から割いていきたいなということで考えております。

そして、大体ALTの稼働時間は、今現在、週1日なんですけれども、3時間、給食、打ち合わせ、5校時というか、5時間ぐらいあるんですよ。そして、1日7時間半、その空き時間は指導教員の資料づくりとか、自分の授業の研さん、あとは子供たちとのふれあいという形になっております。

3点目の人材なんですけれども、JETにつきましては、一応採用基準が大学卒業程度、あと面接で採用になってきます。だから、日本の語学力があるとかないとか、そういうところはとっておりません。ただ、そういう問題があるものですから、うちの教育委員会としては、民間委託を選択して、人をある程度のレベル以上の人を雇えるように学校で選択をさせていただいております。

そして、あとALTの採用の方法なんですけれども、JETを選択するという事になれば、そういう格好で自動的に国の方で面接に合格した人が配置になりますし、民間委託を今選択しておりますので、うちで今考えられることは、やはり入札かなというふうに思っております。

そして、賃金の安い低いにつきましては、それはALTと会社側の都合であって、うちの予定価格はそういうことを配慮した中で設定すべきかと考えております。

あと、もう一点は直接雇用、地域の人材活用という方法もあるんですけども、今、そういう人材は、今の段階ではうちの教育委員会では見つけ切っていないということで、対象外と考えております。

以上です。

○議 長

再々質問ありますか。

静川議員。

○6番（静川広巳君）

今、採用という部分、例えば建物を建てるとか、機械を買うとかだったら、そういういろんな方式はあると思うんですけども、人間を採用するときになると、派遣もそうですし入札もそうなんですけれども、最終的には人間自身を見る、その人が適切なのかどうかという見る部分というのが、その部分をどう判断していくのかが、ちょっと私的にはわからないんですが。

そのA L Tになって指導助手として来てくれる人が、ふさわしいのかと言ったらちょっとおかしいんですけども、どういう人なのかというのを見る。見ると言ったらおかしいですね。そういう部分の面接みたいな部分、もしくはそういった部分が可能なのか。そういったものをするという前提の中で、いろんな雇用体系を組むのか。

それともう一点は、今の言い方、年間雇用については来年となると、その間の間は年間雇用でない雇用方法をとるという話なのではないでしょうか。

以上。

○議 長

浅岡教育長。

○教育長（浅岡哲男君）

雇用の関係なんですけれども、J E Tであれば9月・10月の赴任というか、着任になろうかと思えます。

民間委託ということになれば、新年度当初、そういう予算がつけば、行為を起こせば、速やかに人員配置にはなろうかと思えます。

今現在は、3月まで雇用、週2日の日程で委託契約をしているところがございます。

適切な人ということなんですけれども、人間ですので、なかなか判断は難しいかと思えます。ただ、委託契約を結ぶ上で、その能力、資質については、ある程度明示、日本語で会話ができるとか、その意思、コミュニケーションをとれる程度の人、使用で打ち出していくことは、一定基準の人を配置してもらえるような形をとることはできるかと思っております。

以上です。

○議 長

これをもって、一般質問を終わります。

ここで暫時休憩いたします。

休憩 午後 3時25分

再開 午後 3時36分

○議 長

会議を再開いたします。

◎日程第10 承認第4号

○議 長

日程第10、承認第4号 専決処分した事件の承認についてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

明日見主幹。

○総務課主幹（明日見将幸君）

承認第4号 専決処分した事件の承認について。

地方自治法第179条第1項の規定により、別紙のとおり専決処分したので報告し、承認を求める。

平成29年12月12日提出。

浦臼町長 斉藤純雄。

次のページをお開きください。

専決処分書。

地方自治法第179条第1項の規定に基づき、次のとおり専決処分する。

専決事項、平成29年度浦臼町一般会計補正予算（第5号）

平成29年9月20日。

浦臼町長 斉藤純雄。

予算書において、ご説明を申し上げます。

承認第4号 平成29年度浦臼町一般会計補正予算（第5号）。

平成29年度浦臼町一般会計補正予算（第5号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 既定の歳入歳出予算の総額にそれぞれ120万3,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ34億1,698万1,000円とする。

2 歳入歳出の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表歳入歳出予算補正」による。

平成29年9月20日。

北海道浦臼町長 斉藤純雄。

歳入歳出予算の補正について、歳出よりご説明を申し上げます。

8ページ目をお開きください。

7款1項3目橋梁維持費、補正額ゼロでございますが、鶴沼橋調査設計業務委託の事業を分けていたところでございますが、事業の性質上一括発注が適していることから事業を合算したものでございます。

8款消防費1項2目水防費、補正額16万3,000円の追加でございます。13節委託料につきまして、9月に発生しました大雨による排水ポンプ等設置業務によるものでございます。設置場所につきましては、笹島樋門、黄臼内川3号樋門でございます。

10款災害復旧費1項1目現年発生小規模災害復旧費、補正額104万円の追加でございます。15節工事請負費につきまして、9月に発生しました大雨により被災を受けました町道集治監沢線、於札内沿岸線の道路排水の復

旧工事、支浦臼内川の護岸復旧工事に係るものとしたしまして104万円を追加計上するものでございます。

歳出合計120万3,000円の追加でございます。

以上が、歳出のご説明でございます。

歳入のご説明をいたします。

6ページ目をお開きください。

20款繰入金1項1目基本財産繰入金、補正額120万3,000円の追加でございます。財源調整といたしまして、財政調整基金から繰り入れするものでございます。

歳入合計、歳出と同じ120万3,000円の追加となっております。

以上が、承認第4号 平成29年度浦臼町一般会計補正予算(第5号)の内容でございます。

ご審議いただき承認賜りますよう、お願い申し上げます。

以上です。

○議 長

これより、質疑を行います。

歳入歳出一括して質疑を受けます。

質疑ありませんか。

[「なし」と言う人あり]

○議 長

これをもって、質疑を終わります。

これより、討論を行います。

討論ありませんか。

[「なし」と言う人あり]

○議 長

これをもって、討論を終わります。

これより、承認第4号 専決処分した事件の承認についてを採決いたします。

本案を原案のとおり決定することに、賛成の議員は起立願います。

(賛成者起立)

○議 長

起立全員です。

したがって、承認第4号 専決処分した事件の承認については、原案のとおり承認されました。

◎日程第11 承認第5号

○議 長

日程第11、承認第5号 専決処分した事件の承認についてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

明日見主幹。

○総務課主幹（明日見将幸君）

承認第5号 専決処分した事件の承認について。

地方自治法第179条第1項の規定により、別紙のとおり専決処分したので報告し、承認を求める。

平成29年12月12日提出。

浦臼町長 斉藤純雄。

次のページをお開きください。

専決処分書。

地方自治法第179条第1項の規定に基づき、次のとおり専決処分する。

専決事項、平成29年度浦臼町一般会計補正予算（第6号）

平成29年10月2日。

浦臼町長 斉藤純雄。

予算書において、ご説明を申し上げます。

承認第5号 平成29年度浦臼町一般会計補正予算（第6号）。

平成29年度浦臼町一般会計補正予算（第6号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 既定の歳入歳出予算の総額にそれぞれ439万3,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ34億2,137万4,000円とする。

2 歳入歳出の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表歳入歳出予算補正」による。

平成29年10月2日。

北海道浦臼町長 斉藤純雄。

歳入歳出予算の補正について、歳出よりご説明を申し上げます。

8ページ目をお開きください。

2款総務費5項2目衆議院選挙費、補正額223万6,000円の追加でございます。10月22日執行の衆議院議員総選挙及び最高裁判所裁判官国民審査に係るものでございまして、選挙に係る報酬等の経費でございます。

続きまして、5款農林水産業費1項6目農村センター管理運営費、補正額126万円の追加でございます。11節需用費につきまして、農村センターのガス配管が施設建設からの経年劣化により腐食が激しく、配管設備の修繕を行ったものでございます。

7款土木費4項1目下水道整備費、補正額89万7,000円の追加でございます。28節繰出金につきまして、下水道特別会計の繰出金でございます。

歳出合計439万3,000円の追加でございます。

以上が、歳出のご説明でございます。

歳入のご説明をいたします。

6 ページ目をお開きください。

13 款国庫支出金 3 項 1 目総務費委託金、補正額 222 万 8,000 円の追加でございます。衆議院議員選挙委託金でございます。

20 款繰入金 1 項 1 目基本財産繰入金、補正額 216 万 5,000 円の追加でございます。財源調整といたしまして、財政調整基金から繰り入れするものでございます。

歳入合計、歳出と同じ 439 万 3,000 円の追加となっております。

以上が、承認第 5 号 平成 29 年度浦臼町一般会計補正予算（第 6 号）の内容でございます。

ご審議いただき承認賜りますよう、お願い申し上げます。

以上です。

○議 長

これより、質疑を行います。

歳入歳出一括して質疑を受けます。

質疑ありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議 長

これをもって、質疑を終わります。

これより、討論を行います。

討論ありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議 長

これをもって、討論を終わります。

これより、承認第 5 号 専決処分した事件の承認についてを採決いたします。

本案を原案のとおり決定することに、賛成の議員は起立願います。

（賛成者起立）

○議 長

起立全員です。

したがって、承認第 5 号 専決処分した事件の承認については、原案のとおり承認されました。

◎日程第 12 承認第 6 号

○議 長

日程第 12、承認第 6 号 専決処分した事件の承認についてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

馬狩課長。

○建設課長（馬狩範一君）

承認第 6 号 専決処分した事件の承認について。

地方自治法第179条第1項の規定により、別紙のとおり専決処分したので報告し、承認を求める。

平成29年12月12日提出。

浦臼町長 齊藤純雄。

次のページをお開きください。

専決処分書。

地方自治法第179条第1項の規定に基づき、次のとおり専決処分する。

専決事項、平成29年度浦臼町下水道事業特別会計補正予算（第1号）

平成29年10月2日。

浦臼町長 齊藤純雄。

予算書にて説明を申し上げます。

承認第6号 平成29年度浦臼町下水道事業特別会計補正予算（第1号）。

平成29年度浦臼町下水道事業特別会計補正予算（第1号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 既定の歳入歳出予算の総額にそれぞれ89万7,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ7,509万7,000円とする。

2 歳入歳出の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表歳入歳出予算補正」による。

平成29年10月2日。

北海道浦臼町長 齊藤純雄。

初めに、歳入歳出予算の補正につきまして歳出よりご説明申し上げます。

8ページ、9ページをお開き願います。

1款下水道費1項3目下水道維持管理費、補正額89万7,000円でございます。

15節工事請負費におきまして、鶴沼第1マンホールポンプ所通報装置が9月の定期点検でポンプ機器等が異常停止時に通報がなされず、汚水が圧送されない事象が確認されたため、通報装置一式の改修工事が追加となるものでございます。

歳出合計89万7,000円の追加でございます。

以上が、歳出のご説明でございます。

続きまして、歳入のご説明をいたします。

6ページ、7ページ目をお開きください。

3款1項1目一般会計繰入金、1節一般会計繰入金におきまして89万7,000円の追加となっております。

歳入合計、歳出と同じ89万7,000円の追加となっております。

以上が、承認第6号 平成29年度浦臼町下水道事業特別会計補正予算（第1号）の内容でございます。

十分ご審議いただき、承認賜りますようお願い申し上げます。

○議 長

これより、質疑を行います。
歳入歳出一括して質疑を受けます。
質疑ありませんか。
牧島議員。

○7番（牧島良和君）

現象として正確にお聞きしたいんですが、ただいま点検時にそういうことが突発的に起きたというふうに理解していいのかなというふうに思うんですが、それ以前の故障はなかった。点検時にそういうことが出てということに理解していいんですか。

○議 長

馬狩課長。

○建設課長（馬狩範一君）

質問にお答えいたします。
定期点検時に、本来なされる通報がなされていなかったと、来ていなかったという事象が確認されたため点検したところ、通報装置が故障しているということが判明しまして、改修を行っております。
以上です。

○議 長

牧島議員。

○7番（牧島良和君）

圧送はされたけれども、通報の部分がアウトということなんですね。

○議 長

馬狩課長。

○建設課長（馬狩範一君）

はい、そうでございます。

○議 長

ほかに質疑ありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議 長

これをもって、質疑を終わります。
これより、討論を行います。
討論ありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議 長

これをもって、討論を終わります。
これより、承認第6号 専決処分した事件の承認についてを採決いたします。

本案を原案のとおり決定することに、賛成の議員は起立願います。

（賛成者起立）

○議 長

起立全員です。

したがって、承認第6号 専決処分した事件の承認については、原案のとおり承認されました。

◎日程第13 議案第32号

○議 長

日程第13、議案第32号 浦臼町長等の給与等に関する条例の一部を改正する条例についてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

河本課長。

○総務課長（河本浩昭君）

議案第32号 浦臼町長等の給与等に関する条例の一部を改正する条例について。

浦臼町長等の給与等に関する条例（昭和43年浦臼町条例第33号）の一部を次のように改正する。

平成29年12月12日提出。

浦臼町長 齊藤純雄。

提案理由につきましては、平成29年人事院勧告において示されました民間の給与水準に準拠し、町長、副町長及び教育長の期末手当の支給割合を改正するものでございます。

次のページをお開き願います。

浦臼町長等の給与等に関する条例の一部を改正する条例でございます。

第1条による改正につきましては、条例第4条第2項で定める12月に支給する期末手当の支給割合100分の222.5を100分の232.5に引き上げる改正でございます。

第2条による改正につきましては、条例第4条第2項で定める6月に支給する期末手当の支給割合100分の207.5を100分の212.5に引き上げ、また第1条で改正いたしました12月の支給割合100分の232.5を100分の227.5に引き下げる改正でございます。

第1条の改正につきましては、今年12月1日から適用し、第2条の改正につきましては、平成30年4月1日から施行しようとするものでございます。

以上が、議案第32号 浦臼町長等の給与等に関する条例の一部を改正する条例についての内容でございます。

よろしくご審議の上、ご決定を賜りますようお願い申し上げます。

以上でございます。

○議 長

これより、質疑を行います。

質疑ありませんか。

[「なし」と言う人あり]

○議 長

これをもって質疑を終わります。

これより、討論を行います。

討論ありませんか。

[「なし」と言う人あり]

○議 長

これをもって、討論を終わります。

これより、議案第32号 浦臼町長等の給与等に関する条例の一部を改正する条例についてを採決いたします。

本案を原案のとおり決定することに、賛成の議員は起立願います。

(賛成者起立)

○議 長

起立全員です。

したがって、議案第32号 浦臼町長等の給与等に関する条例の一部を改正する条例については、原案のとおり可決されました。

◎日程第14 議案第33号

○議 長

日程第14、議案第33号 職員の給与に関する条例の一部を改正する条例についてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

河本課長。

○総務課長（河本浩昭君）

議案第33号 職員の給与に関する条例の一部を改正する条例について。

職員の給与に関する条例（昭和39年浦臼町条例第4号）の一部を次のように改正する。

平成29年12月12日提出。

浦臼町長 齊藤純雄。

提案理由につきましては、平成29年人事院勧告に準拠し、給料月額及び手当等を改正しようとするものでございます。

内容につきましては、新旧対照表によりご説明いたしますので、別冊参考資料の3ページをお開き願います。

初めに、第1条による改正でございます。

第22条第2項につきましては、12月に支給する勤勉手当の支給割合100分の85を100分の95に引き上げる改正でございます。

再任用職員につきましては、100分の40を100分の45に引き上げる改正となっております。

附則第11項の改正につきましては、55歳を超える特定職員の勤勉手当について、その減ずる額の算定に係る勤勉手当減額対象額、最低号俸に達

しない場合にあつては、勤勉手当減額基礎額に乗ずる割合の改定でございます。100分の1.275を100分の1.425、100分の85を100分の95に改定するものです。

4ページから9ページまでの別表1、行政職給料表の改定につきましては、初任給を1,000円引き上げ、若年層についても同程度の改定、その他はそれぞれ400円の引き上げを基本に改定しており、平均改定率は0.2%となっております。

9ページからの別表第2、医療職給料表の改定につきましても、行政職給料表との均衡を基本に改定をしております。

17ページをお開き願います。

次に、第2条による改正でございます。

第22条第2項につきましては、第1条の改正により引き上げた勤勉手当の支給割合を100分の90に、再任用職員にあつては100分の42.5に引き下げる改正となっております。

議案書の12ページをお開き願います。

附則第1条では、施行期日を定めており、本条例につきましては公布の費から施行し、第1条の規定については、平成29年4月1日から適用し、第2条の規定につきましては、平成30年4月1日から施行しようとするものでございます。

第2条につきましては、第1条の改正前に支給された給与は、改正後の給与の内払とみなす規定でございます。

附則第3条につきましては、規則への委任を定めております。

以上が、議案第33号 職員の給与に関する条例の一部を改正する条例についての内容でございます。

よろしくご審議の上、ご決定を賜りますようお願い申し上げます。

以上でございます。

○議 長

これより、質疑を行います。

質疑ありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議 長

これをもって質疑を終わります。

これより、討論を行います。

討論ありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議 長

これをもって、討論を終わります。

これより、議案第33号 職員の給与に関する条例の一部を改正する条例についてを採決いたします。

本案を原案のとおり決定することに、賛成の議員は起立願います。

(賛成者起立)

○議 長

起立全員です。

したがって、議案第33号 職員の給与に関する条例の一部を改正する条例については、原案のとおり可決されました。

◎日程第15 発議第2号

○議 長

日程第15、発議第2号 浦臼町議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例についてを議題といたします。

本件については、会議規則第39条第2項の規定により、提案理由の説明を省略したいと思います。

これにご異議ありませんか。

[「異議なし」と言う人あり]

○議 長

異議なしと認めます。

したがって、発議第2号については、提案理由の説明を省略することに決定しました。

これより、質疑を行います。

質疑ありませんか。

[「なし」と言う人あり]

○議 長

これをもって、質疑を終わります。

これより、討論を行います。

討論ありませんか。

[「なし」と言う人あり]

○議 長

これをもって、討論を終わります。

これより、発議第2号 浦臼町議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例についてを採決いたします。

本案を原案のとおり決定することに、賛成の議員は起立願います。

(賛成者起立)

○議 長

起立全員です。

したがって、発議第2号 浦臼町議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例については、原案のとおり可決されました。

◎日程第16 議案第34号

○議 長

日程第16、議案第34号 平成29年度浦臼町一般会計補正予算(第7

号)を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

明日見主幹。

○総務課主幹(明日見将幸君)

議案第34号 平成29年度浦臼町一般会計補正予算(第7号)。

平成29年度浦臼町一般会計補正予算(第7号)は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算の補正)

第1条 既定の歳入歳出予算の総額にそれぞれ7,212万円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ34億9,349万4,000円とする。

2 歳入歳出の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表歳入歳出予算補正」による。

平成29年12月12日提出。

北海道浦臼町長 斉藤純雄。

歳入歳出予算の補正について、歳出よりご説明を申し上げます。

11ページ目をお開きください。主なものをご説明いたします。

2款総務費1項2目財政管理費、補正額3,914万7,000円の追加でございます。13節委託料につきまして、財務会計システム保守業務委託料85万3,000円の減額でございますが、見積もり合わせ等の減額によるものでございます。25節積立金につきまして、ふるさと応援基金に4,000万円を積み立てするものでございます。

次に、7目生活交通対策費、補正額189万5,000円の追加でございます。19節負担金補助及び交付金につきまして、タクシー等乗車負担金でございますが、利用者の増加に伴うものと高齢者運転免許返納制度申請者に交付したものでございますが、高齢者の運転免許自主返納支援につきまして18名の方にタクシーチケットを交付しているところでございます。

次に、8目諸費、補正額2,074万3,000円の追加でございます。本年度のふるさと納税寄附の見込みといたしまして約1万件、金額にいたしまして1億4,000万円を見込みまして、記念品に係る経費を追加するものでございます。12月7日現在、ふるさと納税の寄附件数につきましては8,534件、寄附の申込金額は1億1,258万円でございます。

2項1目職員給与費、補正額186万円の追加でございます。3節職員手当等につきまして、平成29年の人事院勧告を受けまして、民間企業水準に準拠して手当の支給割合を0.1カ月分引き上げるものでございます。

3款民生費2項5目児童福祉施設費、補正額136万5,000円の追加でございます。13節委託料につきまして、認定こども園の開設準備委託料といたしまして、電気料、水道、下水等使用料でございます。除雪の業務委託料につきましては、認定こども園の除雪、排雪作業でございます。

4款衛生費3項1目診療所費、補正額40万円の追加でございます。18

節備品購入費につきまして、町立診療所で使用しております自動高圧蒸気滅菌装置が老朽化によりまして故障が生じ、交換部品等がないため購入するものでございます。

5款農林水産業費1項5目農業振興費、補正額775万円の追加でございます。19節負担金補助及び交付金につきまして、農業次世代人材投資資金（経営開始型）でございますが、今年度新規就農者に採択された方1名分でございます。同じく、産地パワーアップ事業補助金でございますが、新規就農者に採択されました1名の生産支援事業といたしまして、農業機械のリース導入経費でございます。

11目基盤整備推進費、補正額256万9,000円の減額でございます。18節備品購入費につきまして、レーザーレベラー購入事業の入札執行残でございます。

9款教育費3項1目学校管理教育振興費、補正額243万9,000円の追加でございます。11節需用費につきまして、電気料の使用増加に伴うものでございます。

11款公債費1項2目利子、補正額370万2,000円の減額でございます。23節償還金利子及び割引料につきまして、約定償還におきまして、10年経過して利率等の見直しを行ったためでございます。

歳出合計7,212万円の追加でございます。

以上が、歳出についてのご説明でございます。

続きまして、歳入についてご説明を申し上げます。

7ページ目をお開きください。

12款使用料及び手数料1項3目産業使用料、補正額72万7,000円の追加でございます。鶴沼公園の利用者の増加に伴うものでございます。

14款道支出金2項3目農林水産業費道補助金、補正額659万5,000円の追加でございます。産地パワーアップ事業補助金等に伴うものでございます。同じく、耕地利用高度化推進事業費につきまして115万5,000円の減額でございます。先ほど歳出でご説明申し上げました農林水産業費レーザーレベラー購入事業の入札執行残に伴いまして、北海道が負担します補助金の減額でございます。

16款寄附金1項2目ふるさと応援寄附金、補正額4,000万円の追加でございます。ふるさと応援寄附金に4,000万円を追加するものでございます。

19款町債1項5目消防債、補正額120万円の減額でございます。事業費の確定に伴うものでございます。

20款繰入金1項1目基本財産繰入金、補正額2,679万6,000円の追加でございます。財源調整といたしまして、財政調整基金から繰り入れるものでございます。

歳入合計、歳出と同じ7,212万円の追加となっております。

以上、議案第34号 平成29年度浦臼町一般会計補正予算（第7号）の

内容でございます。

ご審議いただき議決賜りますよう、お願い申し上げます。

以上です。

○議 長

これより、質疑を行います。

歳入歳出一括して質疑を受けます。

質疑ありませんか。

小松議員。

○8番（小松正年君）

18ページ、中学校ですね。これの電気代のことなんですけれども、220万円という、当初予算からいうと1割5分、2割近く上がっているということになるんですが、この要因を詳しく教えていただきたいと思います。

○議 長

武田次長。

○教育委員会事務局次長（武田郁子君）

ただいまのご質問にお答えいたします。

中学校の電気料の追加補正に関してのご質問でございますが、こちらにつきましては、中学校、現在部活動等の時間増とかにより増額となっておりますが、内訳といたしましては、使用する方の量が前年から見ますと2割増となっております。あと料金の方なんですけど、通常電気料から割り返した、キロワットで割り返したときの単価が3割ぐらいの増となっております。それらを合わせまして5割程度の増となっておりますことから、当初予算から見ますと5割程度の増となっております。

以上でございます。

○議 長

ほかに質疑ありませんか。

牧島議員。

○7番（牧島良和君）

教育費の中、就学援助のかかわりで、こうした経緯での取り組みというのは大変評価もし、それらのご苦勞もあったことだというふうに思います。

ここで、申請受付が2月の時間の中でいただいたペーパーの中にはあります。ここで認定事務が発生してくるわけなんですけれども、ここでの会議といいますか、教育委員会内での確認というか、認定事務は事務として進みながらも、会議として持つのは、通常会議の中で持つのか、改めて時間を今までよりは必要とするというふうに理解していいのか。そこら辺をちょっと。

○議 長

武田次長。

○教育委員会事務局次長（武田郁子君）

ただいまのご質問にお答えいたします。

申請後、中学校1年生に入る方につきましては、現在の小学6年生がなり

ますので認定はされているところですが、新1年生になる方の認定が、委員会を開催してからの認定となりますので、新たに会議を開催することになります。

○議 長

ほかに質疑ありませんか。

[「なし」と言う人あり]

○議 長

これをもって、質疑を終わります。

これより、討論を行います。

討論ありませんか。

[「なし」と言う人あり]

○議 長

これをもって、討論を終わります。

これより、議案第34号 平成29年度浦臼町一般会計補正予算（第7号）を採決いたします。

本案を原案のとおり決定することに、賛成の議員は起立願います。

（賛成者起立）

○議 長

起立全員です。

したがって、議案第34号 平成29年度浦臼町一般会計補正予算（第7号）は原案のとおり可決されました。

◎日程第17 議案第35号

○議 長

日程第17、議案第35号 平成29年度浦臼町国民健康保険特別会計補正予算（第4号）を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

中田主幹。

○くらし応援課主幹（中田帯刀君）

議案第35号 平成29年度浦臼町国民健康保険特別会計補正予算（第4号）。

平成29年度浦臼町国民健康保険特別会計補正予算（第4号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 既定の歳入歳出予算の総額にそれぞれ19万円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ1億9,426万7,000円とする。

2 歳入歳出の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表歳入歳出予算補正」による。

平成29年12月12日提出。

北海道浦臼町長 齊藤純雄。

歳出より説明いたしますので、8ページをお開きください。

1款総務費1項総務管理費1目一般管理費14万5,000円の増額でございます。平成29年人事院勧告に準拠して行う給料、手当の補正及び国保標準システムに係る庁内ネットワークの設定変更費用を補正するものでございます。

4款保健医療費1項1目特定健診事業費4万5,000円の増額でございます。こちらも人事院勧告に準拠し、給料・手当を補正するものでございます。

歳出合計19万円の増額でございます。

続きまして、歳入について説明申し上げます。

6ページをお開きください。

5款繰入金1項1目一般会計繰入金19万円の増額でございます。

歳入合計、歳出と同じ19万円の増額となっております。

以上が、議案第35号 平成29年度浦臼町国民健康保険特別会計補正予算（第4号）の説明でございます。

ご審議いただき議決賜りますよう、お願い申し上げます。

以上です。

○議 長

これより、質疑を行います。

歳入歳出一括して質疑を受けます。

質疑ありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議 長

これをもって、質疑を終わります。

これより、討論を行います。

討論ありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議 長

これをもって、討論を終わります。

これより、議案第35号 平成29年度浦臼町国民健康保険特別会計補正予算（第4号）を採決いたします。

本案を原案のとおり決定することに、賛成の議員は起立願います。

（賛成者起立）

○議 長

起立全員です。

したがって、議案第35号 平成29年度浦臼町国民健康保険特別会計歳補正予算（第4号）は原案のとおり可決されました。

◎日程第18 議案第36号

○議 長

日程第18、議案第36号 平成29年度浦臼町後期高齢者医療特別会計補正予算（第2号）を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

中田主幹。

○くらし応援課主幹（中田帯刀君）

議案第36号 平成29年度浦臼町後期高齢者医療特別会計補正予算（第2号）。

平成29年度浦臼町後期高齢者医療特別会計補正予算（第2号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 既定の歳入歳出予算の総額にそれぞれ4万3,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ4,120万円とする。

2 歳入歳出の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表歳入歳出予算補正」による。

平成29年12月12日提出。

北海道浦臼町長 斉藤純雄。

歳出より説明いたしますので、8ページをお開きください。

1款総務費1項総務管理費1目一般管理費4万3,000円の増額でございます。

平成29年人事院勧告に準拠し、給料、手当を補正するものでございます。

歳出合計4万3,000円の増額でございます。

続きまして、歳入について説明申し上げます。

6ページをお開きください。

3款繰入金1項1目一般会計繰入金4万3,000円の増額でございます。

歳入合計、歳出と同じ4万3,000円の増額となっております。

以上が、議案第36号 平成29年度浦臼町後期高齢者医療特別会計補正予算（第2号）の説明でございます。

ご審議いただき議決賜りますよう、お願い申し上げます。

以上です。

○議 長

これより、質疑を行います。

歳入歳出一括して質疑を受けます。

質疑ありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議 長

これをもって、質疑を終わります。

これより、討論を行います。

討論ありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議 長

これをもって、討論を終わります。

これより、議案第36号 平成29年度浦臼町後期高齢者医療特別会計補正予算（第2号）を採決いたします。

本案を原案のとおり決定することに、賛成の議員は起立願います。

（賛成者起立）

○議 長

起立全員です。

したがって、議案第36号 平成29年度浦臼町後期高齢者医療特別会計補正予算（第2号）は原案のとおり可決されました。

◎日程第19 議案第37号

○議 長

日程第19、議案第37号 平成29年度浦臼町下水道事業特別会計補正予算（第2号）を議題とします。

提案理由の説明を求めます。

馬狩課長。

○建設課長（馬狩範一君）

議案第37号 平成29年度浦臼町下水道事業特別会計補正予算（第2号）。

平成29年度浦臼町下水道事業特別会計補正予算（第2号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 既定の歳入歳出の総額にそれぞれ3万5,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ7,513万2,000円とする。

2 歳入歳出の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表歳入歳出予算補正」による。

平成29年12月12日提出。

北海道浦臼町長 斉藤純雄。

初めに、歳出よりご説明申し上げます。

8ページ、9ページをお開き願います。

今回の補正につきましては、平成29年人事院勧告に基づき、給与等の改定によるものでございます。

1款1項3目下水道維持管理費におきまして3万5,000円の追加となっております。内訳としまして、2節給料、3節職員手当において追加となっております。

次に、歳入についてご説明申し上げます。

6ページ、7ページをお開きください。

3款1項1目一般会計繰入金1節一般会計繰入金におきまして3万5,0

00円の追加となっております。

歳入合計、歳出と同じ3万5,000円の追加となっております。

以上、議案第37号 平成29年度浦臼町下水道事業特別会計補正予算(第2号)の内容でございます。

ご審議いただきまして議決賜りますよう、お願い申し上げます。

以上です。

○議 長

これより、質疑を行います。

歳入歳出一括して質疑を受けます。

質疑ありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議 長

これをもって、質疑を終わります。

これより、討論を行います。

討論ありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議 長

これをもって、討論を終わります。

これより、議案第37号 平成29年度浦臼町下水道事業特別会計補正予算(第2号)を採決いたします。

本案を原案のとおり決定することに、賛成の議員は起立願います。

(賛成者起立)

○議 長

起立全員です。

したがって、議案第37号 平成29年度浦臼町下水道事業特別会計補正予算(第2号)は原案のとおり可決されました。

◎日程第20 議案第38号

○議 長

日程第20、議案第38号 特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例についてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

河本課長。

○総務課長(河本浩昭君)

議案第38号 特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例について。

特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例(昭和38年浦臼町条例第12号)の一部を次のように改正する。

平成29年12月12日提出。

浦臼町長 齊藤純雄。

提案理由につきましては、平成15年4月に減額改定した報酬額を減額改定前の額に戻し、あわせて新たに設置される浦臼町学校運営協議会の委員の報酬等を定めるため、本条例を改正しようとするものでございます。

内容については、新旧対照表によりご説明いたしますので、別冊参考資料の18ページをお開き願います。

別表1の改正につきましては、教育委員会委員の月額報酬3万7,200円を3万8,000円に、農業委員会会長の月額報酬5万900円を5万2,000円に、職務代理の月額報酬3万9,200円を4万円に、委員の月額報酬3万7,200円を3万8,000円に、監査委員識見者の月額報酬5万900円を5万2,000円に、議会選出の月額報酬4万2,100円を4万3,000円に、選挙管理委員会委員、固定資産評価審査委員会委員の委員長の日額報酬7,200円を7,300円に、委員の日額報酬6,600円を6,700円に改める改正でございます。

別表2の改正につきましては、(1)表彰審査委員から(26)いじめ問題審議会委員までの委員長(会長)の日額報酬7,200円を7,300円に、委員の日額報酬6,600円を6,700円に、20ページの中段、予防接種健康被害調査委員会委員の日額報酬1万500円を1万700円に改め、学校評議員の項の次に学校運営協議会委員の項を加え、委員長の年額報酬を1万8,250円、委員の年額報酬を1万6,750円、費用弁償を日額1,000円とし、次ページの法令、又は条例・規則等に基づき設置された委員会の委員等の日額報酬6,600円を6,700円に改めるものでございます。

本条例につきましては、平成30年4月1日から施行しようとするものでございます。

以上が、議案第38号 特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例についての内容でございます。

よろしくご審議の上、ご決定を賜りますようお願い申し上げます。

以上でございます。

○議 長

これより、質疑を行います。

質疑ありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議 長

これをもって、質疑を終わります。

これより、討論を行います。

討論ありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議 長

これをもって、討論を終わります。

これより、議案第38号 特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁

償に関する条例の一部を改正する条例を採決いたします。

本案を原案のとおり決定することに、賛成の議員は起立願います。

(賛成者起立)

○議 長

起立全員です。

したがって、議案第38号 特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例は原案のとおり可決されました。

◎日程第21 議案第39号

○議 長

日程第21、議案第39号 公益的法人等への浦臼町職員の派遣等に関する条例についてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

河本課長。

○総務課長（河本浩昭君）

議案第39号 公益的法人等への浦臼町職員の派遣等に関する条例の制定について。

公益的法人等への浦臼町職員の派遣等に関する条例を、次のように制定する。

平成29年12月12日提出。

浦臼町長 斉藤純雄。

提案理由につきましては、平成30年4月に開設する浦臼町認定こども園を運営することとなります社会福祉法人に本町職員を派遣するため、公益的法人等への一般職の地方公務員の派遣等に関する法律（平成12年法律第50号）の既定に基づき、職員の派遣等に必要な事項を定めるため本条例を制定しようとするものでございます。

次ページをお開き願います。

公益的法人等への浦臼町職員の派遣等に関する条例案でございます。

第1条では、本条例の趣旨を定めております。

公益的法人等への一般職の地方公務員の派遣等に関する法律により職員の派遣等に関し条例で定めることとされている事項を定めることとしております。

第2条では、職員の派遣について定めております。第1項には、派遣先の団体の要件を規定しており、町内に主たる事務所を有する団体、団体の目的、業務の性質等を総合的に勘案して、特に援助または配慮を行うことが必要であるものとしております。

第2項には、派遣の対象としない職員を第1号から第5号までの職員としております。

第3項には、職員派遣に当たって合意しておくべきものとして、条例で定める事項を派遣先における福利厚生に関する事項、業務の従事状況の連絡

に関する事項としております。

第3条では、派遣職員の職務への復帰を定めており、第1号から第5号までに該当することとなった場合は、速やかに職務に復帰させることとしております。

第4条では、派遣職員の給与を定めております。派遣期間中の給料、扶養手当、住居手当、期末手当及び寒冷地手当のそれぞれ100分の100以内を支給できることとしております。

第5条では、職務に復帰した職員に関する給与条例の特例を定めております。給与条例第26条第1項においては、公務上の負傷もしくは疾病により休職とされた場合の給与補償を規定しており、派遣団体先における業務を公務とみなすこととしております。

第6条では、派遣職員の復帰時における処遇について定めており、必要な調整を行うことができることとしております。

第7条では、任命権者から町長への派遣職員の派遣先団体における処遇の状況、復帰した職員の処遇の状況等の報告義務を定めております。

この条例につきましては、平成30年4月1日から施行しようとするものでございます。

以上が、議案第39号 公益的法人等への浦臼町職員の派遣等に関する条例の制定についての内容でございます。

よろしくご審議の上、ご決定を賜りますようお願い申し上げます。

以上でございます。

○議 長

これより、質疑を行います。

質疑ありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議 長

これをもって、質疑を終わります。

これより、討論を行います。

討論ありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議 長

これをもって、討論を終わります。

これより、議案第39号 公益的法人等への浦臼町職員の派遣等に関する条例についてを採決いたします。

本案を原案のとおり決定することに、賛成の議員は起立願います。

(賛成者起立)

○議 長

起立全員です。

したがって、議案第39号 公益的法人等への浦臼町職員の派遣等に関する条例については原案のとおり可決されました。

◎日程第22 議案第40号

○議長

日程第22、議案第40号 浦臼町過疎地域自立促進市町村計画の一部変更についてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

明日見主幹。

○総務課主幹（明日見将幸君）

議案第40号 浦臼町過疎地域自立促進市町村計画の一部変更について。

浦臼町過疎地域自立促進市町村計画の一部を変更したいので、過疎地域自立促進特別措置法第6条第7項の規定に基づき議会の議決を求める。

平成29年12月12日提出。

浦臼町長 斉藤純雄。

提案理由につきましては、浦臼町過疎地域自立促進市町村計画に新たな事業を追加するためでございます。

次のページをお開きください。

別紙様式1、過疎地域自立促進市町村計画（変更）をごらんください。

6. 教育の振興区分、変更後の事業名に（1）学校教育関連施設、給食施設を追加し、事業内容、給食センター蒸気ボイラー更新負担金事業を追加し、事業主体欄に組合を追加してございます。

次のページをお開きください。

別紙様式5、過疎地域自立促進市町村計画参考資料（変更）をごらんください。

6. 教育の振興、事業名（1）学校教育関連施設、給食施設、事業内容、給食センター蒸気ボイラー更新負担金事業、事業主体、組合を追加し、平成29年度の事業費290万円の追加でございます。

本年度実施予定の事業を本計画に追加するものでございます。

以上が、議案第40号 浦臼町過疎地域自立促進市町村計画の一部変更についての内容でございます。

ご審議いただき議決賜りますよう、よろしく願いいたします。

以上です。

○議長

これより、質疑を行います。

質疑ありませんか。

柴田議員。

○3番（柴田典男君）

給食は奈井江町と共同の形の中で組合として運営されているわけですが、これも、これが年度内に290万円ということで、この促進市町村計画というのは、本町だけで。奈井江町も同様の計画を出して、同様な割合負担の中でやっておられるのかというのが一つと。

今回負担で290万円ということで、割合で来ていると思うんですけども、総額が幾らなのかを知りたいんですけども。

○議長

明日見主幹。

○総務課主幹（明日見将幸君）

柴田議員のご質問にお答えします。

奈井江町につきましては、もう既に過疎地域の方に登録されておりますので、浦臼町はあくまでも新規の追加ですので、今回議決を賜るところでございます。

奈井江町、浦臼町、それぞれ負担が別々でして、事業費によっていろいろ、ちょっとその数字を持っていなくて申しわけないんですけども、今回290万円の事業費追加となっているところでございます。

○議長

武田次長。

○教育委員会事務局次長（武田郁子君）

後段の方の補足でご説明いたします。

一応当初予算で964万2,000円を給食組合の方で計上させていただいておりまして、浦臼町の負担分といたしまして、その分の30%ということで289万2,600円となります。それを繰り上げしまして290万円ということで、今回過疎計画に載せていただいたところでございます。

以上です。

○議長

ほかに質疑ありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長

これをもって、質疑を終わります。

これより、討論を行います。

討論ありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長

これをもって、討論を終わります。

これより、議案第40号 浦臼町過疎地域自立促進市町村計画の一部変更についてを採決いたします。

本案を原案のとおり決定することに、賛成の議員は起立願います。

（賛成者起立）

○議長

起立全員です。

したがって、議案第40号 浦臼町過疎地域自立促進市町村計画の一部変更については原案のとおり可決されました。

◎日程第23 請願第1号

○議 長

日程第23、請願第1号 29年度以降「産地交付金」の満額交付などを求める要望意見書の請願書についてを議題といたします。

お諮りします。

請願第1号については、会議規則第92条の規定により委員会への付託を省略したいと思います。

これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議 長

異議なしと認めます。

したがって、請願第1号は委員会への付託を省略することに決定いたしました。

○議 長

これより、質疑を行います。

質疑ありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議 長

これをもって、質疑を終わります。

これより、討論を行います。

討論ありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議 長

これをもって、討論を終わります。

これより、採決します。

請願第1号 29年度以降「産地交付金」の満額交付などを求める要望意見書の請願書について、採択することに賛成の議員は起立願います。

(賛成者起立)

○議 長

起立全員です。

したがって、請願第1号 29年度以降「産地交付金」の満額交付などを求める要望意見書の請願書については採択することに決定いたしました。

◎日程第24 意見書案第3号

○議 長

日程第24、意見書案第3号 29年度以降「産地交付金」の満額交付などを求める要望意見書を議題といたします。

お諮りします。

本件については、ただいまこの趣旨に沿った請願が採択されたところです。

したがって、本件についてはみなし採択といたしたいと思います。

これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議 長

異議なしと認めます。

したがって、意見書案第3号 29年度以降「産地交付金」の満額交付などを求める要望意見書は原案のとおり採択されました。

◎日程第25 所管事務調査について

○議 長

日程第5、所管事務調査についてを議題といたします。

総務・農林建設常任委員長から閉会中の事務調査について、会議規則第73条の規定により申し出があります。

お諮りします。

両常任委員長からの申し出のとおり、閉会中の調査に付することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議 長

異議なりと認めます。

したがって、総務・農林建設常任委員長からの申し出のとおり、閉会中の調査に付することに決定しました。

◎閉会の宣告

○議 長

これをもって、本会議に付議された案件の審議は全部終了しました。

したがって、平成29年第4回浦臼町議会定例会を閉会といたします。

大変ご苦労さまでした。

閉会 午後 4時37分